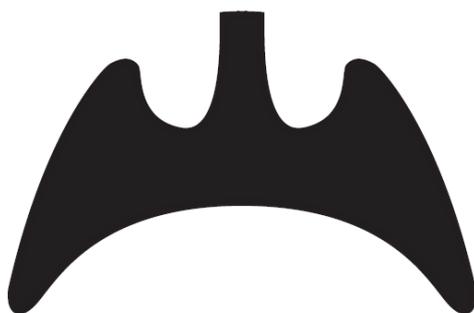


2023年度  
(令和5年度)

個人情報保護制度・情報公開制度  
運営状況報告書



福 山 市



# 目 次

## I 個人情報保護制度の運営状況

<b>1 個人情報ファイル簿の状況</b>	
(1)個人情報ファイル簿の状況 .....	1
<b>2 保有個人情報の請求の処理状況</b>	
(1)開示、訂正及び利用停止の請求の状況 .....	2
(2)部分開示・不開示の理由別内訳 .....	2
(3)決定等した実施機関別の状況 .....	3
(4)開示請求の内容及び決定等の状況 .....	4
<b>3 福山市個人情報保護審査会の運営状況</b>	
(1)福山市個人情報保護審査会 .....	1 7
(2)福山市個人情報保護審査会の開催状況 .....	1 7
(3)審査請求等の状況 .....	1 7
(4)福山市個人情報保護審査会委員 .....	1 9
(5)福山市個人情報保護審査会答申 .....	2 0
<b>4 啓発活動の状況</b>	
(1)研修会の実施 .....	2 5
(2)制度の啓発 .....	2 5
(3)個人情報保護の要請 .....	2 5
<b>5 その他</b>	
(1)インシデント報告 .....	2 6
(2)個人情報保護制度に係る条例の経過 .....	2 6

## II 情報公開制度の運営状況

<b>1 公文書の開示請求・申出の処理状況</b>	
(1)請求・申出の状況 .....	2 7
(2)部分開示・不開示の理由別内訳 .....	2 7
(3)決定等した実施機関別の状況 .....	2 8
(4)請求・申出の内容及び決定等の状況 .....	2 9

<b>2 福山市情報公開審査会の運営状況</b>	
(1)福山市情報公開審査会	6 4
(2)福山市情報公開審査会の開催状況	6 4
(3)審査請求等の状況	6 4
(4)福山市情報公開審査会委員	7 5
(5)福山市情報公開審査会答申	7 6
<b>3 情報提供の状況</b>	
(1)市政情報室の利用	1 1 9
(2)市政情報室の資料	1 1 9
(3)附属機関等の会議の公開	1 1 9
<b>4 啓発活動の状況</b>	
(1)制度の啓発	1 2 0
<b>5 その他</b>	
(1)情報公開条例の改正経過	1 2 0

## III 福山市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

<b>1 運営状況</b>	
(1)福山市情報公開・個人情報保護審議会	1 2 1
(2)情報公開制度に関する苦情の申出の状況	1 2 1
(3)福山市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	1 2 1
(4)福山市情報公開・個人情報保護審議会委員	1 2 2

## IV 資料

<b>1 条例</b>	
(1)福山市個人情報の保護に関する法律施行条例	1 2 3
(2)福山市情報公開条例	1 2 8

# I 個人情報保護制度の運営状況

# 1 個人情報ファイル簿の状況

## (1) 個人情報ファイル簿の状況

行政機関等が保有する個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものを「個人情報ファイル」といいます。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第75条第1項の規定により、市が保有する1,000人以上の個人情報を含む個人情報ファイルについて「個人情報ファイル簿」によりホームページ等で公表しています。

公表の状況は次のとおりです。

実 施 機 関 等 及 び 議 会	2023 年度
	個人情報ファイル簿 (単票) 件数
市 長	162
教 育 委 員 会	13
選 挙 管 理 委 員 会	1
監 査 委 員	0
公 平 委 員 会	0
農 業 委 員 会	1
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	5
病 院 事 業 管 理 者	8
財 産 区	0
地 方 独 立 行 政 法 人	8
議 会	0
合 計	198

## 2 保有個人情報の請求の処理状況

### (1) 開示、訂正及び利用停止の請求の状況

何人も、市が保有している自己の個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求をすることができます。

開示請求の状況は次のとおりです。なお、訂正及び利用停止の請求はありませんでした。

#### 開示請求の状況

年度	請求 件数	決定等 件数	決定等の状況						
			開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答 拒否	取下げ	拒否
2023 年度	253	271	174	67	1	27	0	2	0
2022 年度	237	252	140	74	0	35	1	2	0

※1件の請求に対し、複数の決定等をした場合があります。

※決定等件数は、当該年度に受付をした請求に対する決定等の件数をいいます。

### (2) 部分開示・不開示の理由別内訳

個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号に定める不開示情報のいずれかに該当し、部分開示、不開示となった事例の不開示情報の内訳は次のとおりです。

情報（適用条項）	2023年度
生命等保護情報（第1号）	1
個人情報情報（第2号）	62
法人等情報（第3号）	33
国の安全等情報（第4号）	0
公共の安全等情報（第5号）	0
審議・検討・協議等情報（第6号）	9
事務・事業情報（第7号）	2

※1件の決定等に対し、複数の不開示情報が存在するものがあるため、(1)開示請求の状況の部分開示及び不開示の件数とは一致しません。

### (3) 決定等した実施機関別の状況

実 施 機 関 等 及 び 議 会	2023 年度	2022 年度
	決定等件数	決定等件数
市 長	91	107
教 育 委 員 会	4	7
選 挙 管 理 委 員 会	0	0
監 査 委 員	0	0
公 平 委 員 会	0	0
農 業 委 員 会	0	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	0	0
病 院 事 業 管 理 者	176	138
財 産 区	0	-
地 方 独 立 行 政 法 人	0	0
議 会	0	0
合 計	271	252

※1件の請求に対し、複数の事務担当課が決定等をした場合があります。

※決定等件数は、当該年度に受付をした請求に対する決定等の件数をいいます。

(4) 開示請求の内容及び決定等の状況

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
1	1	2023年 4月4日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
2	2	2023年 4月6日	会計年度任用職員採用等に関する保有個人情報及び負担した職員駐車場代金の明細	部分開示 (2号)	市長 人事課
	3			部分開示 (2号)	市長 保育指導課
	4			不存在	市長 保育指導課
3	5	2023年 4月12日	住民票・印鑑証明・戸籍等交付申請書	不存在	市長 東部市民サービス課
4	6	2023年 4月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
5	7	2023年 4月13日	いじめに関する書類	開示	教育委員会 学びづくり課
	8			部分開示 (2号)	教育委員会 学びづくり課
	9			不開示 (2号)	教育委員会 学びづくり課
6	10	2023年 4月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
7	11	2023年 4月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
8	12	2023年 4月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
9	13	2023年 4月24日	住民票・印鑑証明・戸籍等交付申請書	部分開示 (2号)	市長 北部市民サービス課
10	14	2023年 4月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
11	15	2023年 4月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
12	16	2023年 4月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
13	17	2023年 5月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
14	18	2023年 5月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
15	19	2023年 5月8日	母子手帳交付の際の相談内容	開示	市長 松永保健福祉課
	20			開示	市長 ニューボラ推進課
16	21	2023年 5月15日	介護保険課の事業所への対応全容が判るもの	部分開示 (2号)	市長 介護保険課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
17	22	2023年 5月17日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
18	23	2023年 5月17日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
19	24	2023年 5月17日	人事課窓口に行った際の対応記録	開示	市長 人事課
20	25	2023年 5月18日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
21	26	2023年 5月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
22	27	2023年 5月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
23	28	2023年 5月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
24	29	2023年 5月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
25	30	2023年 5月29日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
26	31	2023年 5月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
27	32	2023年 6月1日	介護認定審査会資料	部分開示 (6号)	市長 介護保険課
28	33	2023年 6月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
29	34	2023年 6月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
30	35	2023年 6月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
31	36	2023年 6月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
32	37	2023年 6月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
33	38	2023年 6月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
34	39	2023年 6月5日	住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 北部市民サービス課
35	40	2023年 6月5日	住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 北部市民サービス課
36	41	2023年 6月5日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 北部市民サービス課
37	42	2023年 6月7日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
38	43	2023年 6月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
39	44	2023年 6月9日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
40	45	2023年 6月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
41	46	2023年 6月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
42	47	2023年 6月14日	家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳	開示	市長 資産税課
43	48	2023年 6月15日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
44	49	2023年 6月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
	50		医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
45	51	2023年 6月20日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
46	52	2023年 6月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
47	53	2023年 6月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
48	54	2023年 6月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
49	55	2023年 6月22日	就学支援委員会資料	部分開示 (2号)	教育委員会 学びづくり課
50	56	2023年 6月23日	介護認定審査会資料	部分開示 (2, 6号)	市長 介護保険課
51	57	2023年 6月23日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
52	58	2023年 6月26日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
53	59	2023年 6月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
54	60	2023年 6月28日	戸籍関係請求書	部分開示 (2号)	市長 市民課
55	61	2023年 6月29日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
56	62	2023年 6月29日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
57	63	2023年 7月3日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
58	64	2023年 7月4日	印鑑登録証明書交付申請書	不存在	市長 松永市民サービス課
59	65	2023年 7月5日	戸籍謄本等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 神辺市民サービス課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
60	66	2023年 7月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
61	67	2023年 7月7日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
62	68	2023年 7月7日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
63	69	2023年 7月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
64	70	2023年 7月11日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
65	71	2023年 7月12日	住民票の写し及び戸籍の附票の交付申請書	不存在	市長 市民課
66	72	2023年 7月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
67	73	2023年 7月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
	74			不存在	病院事業管理者 医事課
68	75	2023年 7月18日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
69	76	2023年 7月24日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
70	77	2023年 7月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
71	78	2023年 7月31日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
72	79	2023年 7月31日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
73	80	2023年 8月2日	住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2,3号)	市長 市民課
74	81	2023年 8月2日	イコール福山の相談内容の記録	開示	市長 若者・くらしの 悩み相談課
75	82	2023年 8月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
76	83	2023年 8月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
77	84	2023年 8月3日	戸籍謄本等職務上請求書	部分開示 (2,3号)	市長 市民課
78	85	2023年 8月4日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
79	86	2023年 8月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
80	87	2023年 8月10日	医療記録	取下げ	病院事業管理者 医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
81	88	2023年 8月15日	印鑑登録証明交付申請書	開示	市長 市民課
82	89	2023年 8月16日	介護認定審査会資料	部分開示 (6号)	市長 介護保険課
83	90	2023年 8月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
84	91	2023年 8月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
85	92	2023年 8月17日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
86	93	2023年 8月18日	戸籍謄本等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
87	94	2023年 8月21日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
88	95	2023年 8月22日	住民票・印鑑証明・戸籍等交付申請書・委任状	開示	市長 北部市民サービス課
89	96	2023年 8月22日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
90	97	2023年 8月23日	障害支援区分認定調査の結果	開示	市長 障がい福祉課
91	98	2023年 8月23日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
92	99	2023年 8月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
93	100	2023年 8月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
94	101	2023年 8月28日	医療記録	取下げ	病院事業管理者 医事課
95	102	2023年 8月29日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 松永市民サービス課
96	103	2023年 8月29日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
97	104	2023年 8月31日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
98	105	2023年 9月4日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
99	106	2023年 9月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
100	107	2023年 9月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
101	108	2023年 9月7日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
102	109	2023年 9月7日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 神辺市民サービス課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
103	110	2023年 9月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
104	111	2023年 9月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
105	112	2023年 9月13日	戸籍謄本等職務上請求書	部分開示 (2,3号)	市長 市民課
106	113	2023年 9月13日	戸籍謄本等職務上請求書	部分開示 (2,3号)	市長 神辺市民サービス課
107	114	2023年 9月13日	戸籍謄本等職務上請求書	部分開示 (2,3号)	市長 市民課
108	115	2023年 9月15日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
109	116	2023年 9月15日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
110	117	2023年 9月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
111	118	2023年 9月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
112	119	2023年 9月21日	住民票・印鑑証明・戸籍等交付申請書、住民票の 写し等職務上請求書	開示	市長 市民課
	部分開示 (2,3号)			市長 市民課	
113	121	2023年 9月22日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2,3号)	市長 市民課
114	122	2023年 9月22日	住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (3号)	市長 市民課
115	123	2023年 9月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
116	124	2023年 9月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
117	125	2023年 9月26日	住民票の写しの請求書	開示	市長 東部市民サービス課
118	126	2023年 9月27日	戸籍関係請求書	部分開示 (2,3号)	市長 市民課
119	127	2023年 9月28日	戸籍関係請求書	部分開示 (2,3号)	市長 市民課
120	128	2023年 9月28日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
121	129	2023年 9月28日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
122	130	2029年 9月29日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
123	131	2023年 10月3日	介護認定審査会資料	部分開示 (2,6号)	市長 介護保険課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
124	132	2023年 10月3日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
125	133	2023年 10月4日	給与支払報告書	開示	市長 市民税課
126	134	2023年 10月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
127	135	2023年 10月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
128	136	2023年 10月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
129	137	2023年 10月10日	給与支払報告書	部分開示 (2号)	市長 市民税課
130	138	2023年 10月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
131	139	2023年 10月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
132	140	2023年 10月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
133	141	2023年 10月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
134	142	2023年 10月13日	介護認定審査会資料	開示	市長 介護保険課
135	143	2023年 10月17日	介護認定審査会資料	部分開示 (2, 6号)	市長 介護保険課
136	144	2023年 10月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
137	145	2023年 10月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
138	146	2023年 10月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
139	147	2023年 10月27日	介護認定審査会資料	部分開示 (2, 6号)	市長 介護保険課
140	148	2023年 10月27日	戸籍関係、住民票関係請求書	部分開示 (2号)	市長 市民課
141	149	2023年 10月30日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
142	150	2023年 10月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
	151		医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
143	152	2023年 10月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
144	153	2023年 10月31日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
145	154	2023年 10月31日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
146	155	2023年 11月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
	156		医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
147	157	2023年 11月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
148	158	2023年 11月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
149	159	2023年 11月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
150	160	2023年 11月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
151	161	2023年 11月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
152	162	2023年 11月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
153	163	2023年 11月6日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
154	164	2023年 11月8日	戸籍関係請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
155	165	2023年 11月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
156	166	2023年 11月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
157	167	2023年 11月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
158	168	2023年 11月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
159	169	2023年 11月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
160	170	2023年 11月17日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
161	171	2023年 11月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
162	172	2023年 11月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
163	173	2023年 11月21日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
164	174	2023年 11月24日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
165	175	2024年 11月27日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
166	176	2023年 11月28日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
167	177	2023年 11月30日	戸籍謄本等職務上請求書	部分開示 (2,3号)	市長 市民課
168	178	2023年 11月30日	住民票等申請書	部分開示 (2号)	市長 東部市民サービス課
169	179	2023年 12月4日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
170	180	2023年 12月4日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
171	181	2023年 12月6日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2,3号)	市長 市民課
172	182	2023年 12月7日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
173	183	2023年 12月12日	住民票・印鑑証明・戸籍等交付申請書	開示	市長 市民課
174	184	2023年 12月14日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
175	185	2023年 12月18日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
176	186	2023年 12月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
177	187	2023年 12月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
178	188	2023年 12月21日	戸籍関係書類	部分開示 (2,3号)	市長 市民課
179	189	2023年 12月21日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
180	190	2023年 12月21日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
	191			不存在	病院事業管理者 医事課
181	192	2023年 12月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
182	193	2023年 12月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
183	194	2023年 12月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
184	195	2023年 12月28日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
185	196	2023年 12月28日	住民票・印鑑証明・戸籍等交付申請書	部分開示 (2号)	市長 松永市民サービス課
186	197	2023年 12月28日	住民票・戸籍等交付申請書	部分開示 (2,3号)	市長 市民課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
187	198	2023年 12月28日	住民票・戸籍等交付申請書	部分開示 (2,3号)	市長 東部市民サービス課
188	199	2024年 1月15日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
189	200	2024年 1月18日	住民票の写し等職務上請求書	不存在	市長 市民課
190	201	2024年 1月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
191	202	2024年 1月22日	印鑑登録証明書交付申請書	不存在	市長 市民課
192	203	2024年 1月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
193	204	2024年 1月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
194	205	2024年 1月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
195	206	2024年 1月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
196	207	2024年 1月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
197	208	2024年 1月25日	介護認定審査会資料	部分開示 (6号)	市長 介護保険課
198	209	2024年 1月26日	保健室を利用した記録	不存在	市長 学校保険課
199	210	2024年 1月26日	住民票交付申請書	部分開示 (2,3号)	市長 市民課
200	211	2024年 1月29日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
201	212	2024年 1月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
202	213	2024年 1月30日	住民票・印鑑証明・戸籍等交付申請書	開示	市長 市民課
203	214	2024年 1月31日	戸籍関係請求書	部分開示 (2,3号)	市長 松永市民サービス課
204	215	2024年 1月31日	住民票・印鑑証明・戸籍等交付申請書、委任状	開示	市長 市民課
205	216	2024年 2月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
206	217	2024年 2月1日	住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2,3号)	市長 松永市民サービス課
207	218	2024年 2月1日	戸籍謄本等職務上請求書	部分開示 (2,3号)	市長 市民課
208	219	2024年 2月1日	住民異動届	部分開示 (2号)	市長 神辺市民サービス課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
209	220	2024年 2月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
210	221	2024年 2月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
211	222	2024年 2月2日	住民票請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
212	223	2024年 2月3日	自己申告、人事評価に係る書類 再度任用決定に至る経緯のわかるもの 内示の状況 広島労働局の聴取に際し、回答した内容	不存在	市長 人事課
	224			部分開示 (2号)	市長 人事課
	225			部分開示 (7号)	市長 人材育成課
	226			不存在	市長 保育指導課
	227			部分開示 (2号)	市長 保育指導課
213	228	2024年 2月5日	障害支援区分認定調査の結果	部分開示 (2号)	市長 障がい福祉課
214	229	2024年 2月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
215	230	2024年 2月7日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
216	231	2024年 2月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
217	232	2024年 2月9日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
218	233	2024年 2月9日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
219	234	2024年 2月14日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
220	235	2024年 2月14日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
221	236	2024年 2月15日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
222	237	2024年 2月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
223	238	2024年 2月19日	印鑑登録申請書	開示	市長 市民課
224	239	2024年 2月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
225	240	2024年 2月21日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
226	241	2024年 2月21日	戸籍簿の証明書の請求書 戸籍の附票の写しの請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 神辺市民サービス課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
227	242	2024年 2月22日	介護認定審査会資料	部分開示 (1, 2号)	市長 介護保険課
228	243	2024年 2月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
	244			不存在	病院事業管理者 医事課
229	245	2024年 2月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
230	246	2024年 2月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
231	247	2024年 2月28日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
232	248	2024年 2月29日	医療記録	不存在	病院事業管理者 医事課
233	249	2024年 2月29日	住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写しの交付申請書	部分開示 (3号)	市長 市民課
234	250	2024年 3月1日	住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写しの交付申請書	部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
235	251	2024年 3月1日	印鑑登録証明交付申請書	不存在	市長 市民課
236	252	2024年 3月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
237	253	2024年 3月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
238	254	2024年 3月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
239	255	2024年 3月8日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (2, 3号)	市長 神辺市民サービス課
240	256	2024年 3月11日	赤ちゃん訪問の記録、予防接種の履歴	部分開示 (2号)	市長 神辺保健福祉課
	257			部分開示 (2号)	市長 保健予防課
241	258	2024年 3月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
242	259	2024年 3月14日	住民票請求書について	部分開示 (2号)	市長 北部市民サービス課 (芦田支所)
243	260	2024年 3月14日	介護認定審査会資料	部分開示 (2, 6号)	市長 介護保険課
244	261	2024年 3月18日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
245	262	2024年 3月18日	介護認定審査会資料	部分開示 (2, 6号)	市長 介護保険課
	263		訪問時の聞き取り内容	部分開示 (2, 7号)	市長 健康推進課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
246	264	2024年 3月21日	介護認定審査会資料	部分開示 (2号)	市長 介護保険課
247	265	2024年 3月22日	公害苦情事案処理票	部分開示 (2号)	市長 環境保全課
248	266	2024年 3月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
249	267	2024年 3月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
250	268	2024年 3月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
251	269	2024年 3月25日	住民票の写等交付申請書	部分開示 (2号)	市長 新市支所
252	270	2024年 3月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 医事課
253	271	2024年 3月28日	戸籍謄本・住民票の写しの交付請求書、委任状	部分開示 (2号)	市長 市民課

### 3 福山市個人情報保護審査会の運営状況

#### (1) 福山市個人情報保護審査会

審査会は、保有個人情報の開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合に、実施機関の諮問に応じて審査するために設置されたものです。

行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、実施機関は、明らかに不適法であることを理由として却下するとき又は審査請求の全部を認容するときを除き、遅滞なく審査会に諮問し、裁決をしなければなりません。

2023年度（令和5年度）は審査請求が1件ありましたが、原処分妥当との答申を得て請求を棄却する決定をしています。

#### (2) 福山市個人情報保護審査会の開催状況

開催年月日	内容
2023年（令和5年）11月17日	・学びづくり課に提出された審査請求の審議
2024年（令和6年）1月11日	・学びづくり課の答申案の審議

#### (3) 審査請求等の状況

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
	申立	却下					
1	申立 却下	2002.12.23 2003.3.14	境界線に係る個人情報不存決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
2	申立 諮問 答申 決定	2004.8.31 2004.9.14 2004.12.14 2004.12.24	住民票等請求書に係る個人情報部分開示決定	市長	原処分妥当 (答申第1号)	棄却	
3	申立 決定	2011.11.21 2012.3.23	ケース記録等に係る個人情報部分開示決定	市長		開示	2012.3.23 対象文書の全部開示
4	申立 諮問 答申 決定	2015.1.28 2015.3.11 2015.11.1 2017.1.13	エビデンス等に係る個人情報存否応答拒否決定	病院事業管理者	原処分を取り消し改めて開示・不開示の決定を行うべき (答申第2号)	原決定を取り消し部分開示	
5	請求 取下げ	2018.9.7 2018.9.10	境界確認申請等に係る個人情報部分開示決定	市長			

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
6	請求 補正 裁決 決定	2018. 12. 21 2019. 2. 8 2019. 4. 15 2019. 4. 25	弔慰金に係る個人情報不 存在決定	市長		原決定を 取り消し 開示	不存在決定 をした課と は別の課に 存在する公 文書を開示
7	請求 補正 諮問 答申 裁決	2019. 7. 12 2019. 9. 17 2019. 11. 8 2020. 2. 10 2020. 3. 25	災害見舞金支給に 係る個人情報不存 在決定	市長	原処分妥当 (答申第3号)	棄却	
8	請求 補正 却下	2019. 8. 9 2019. 9. 17 2019. 11. 21	不存在とした原処 分を取消して、開 示決定	市長		却下	審査請求の 期限を超過
9	請求 補正 諮問 答申 裁決	2019. 9. 17 2019. 11. 11 2020. 1. 7 2020. 5. 29 2020. 6. 9	災害見舞金支給に 関する公文書開示 請求に係る個人情 報不存在等決定	市長	原処分妥当 (答申第4号)	棄却	
10	請求 諮問 答申 裁決	2020. 3. 27 2020. 6. 9 2020. 11. 5 2020. 12. 18	被相続人に係る個 人情報存否応答拒 否決定	市長	原処分を 取り消し 改めて開示・ 不開示の決定 を行うべき (答申第5号)	原決定を 取り消し 部分開示	
11	請求 取下げ	2020. 11. 30 2021. 1. 12	改葬届に係る個人 情報部分開示決定	市長			
12	請求 諮問 答申 裁決	2022. 6. 24 2022. 7. 27 2022. 10. 13 2022. 10. 28	住民票の写し等請 求書等に係る個人 情報存否応答拒否 決定	市長	原処分妥当 (答申第6号)	棄却	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
13	請求 諮問 答申 裁決	2022. 10. 4 2022. 12. 2 2023. 3. 24 2023. 5. 9	戸籍関係申請書に係る個人情報部分開示決定	市長	原処分を取り消し個人情報に係る部分を除いて開示する決定を行うべき(答申第7号)	原決定を取り消し個人情報に係る部分を除いて開示	
14	請求 諮問 答申 裁決	2023. 4. 13 2023. 10. 5 2024. 1. 11 2024. 1. 24	いじめ関係書類に係る保有個人情報の開示をしない旨の決定	教育委員会	原処分妥当(2023年度答申第1号)	棄却	

#### (4) 福山市個人情報保護審査会委員

2024年(令和6年)3月31日現在

役職	名前	職名等
会長	こじま たかし 小島 崇	弁護士
副会長	おり はし よう すけ 折橋 洋介	広島大学教授
	こ ばやし ひろ こ 小 林 広子	税理士
	さか もと とも え 坂 本 智 栄	弁護士
	お の たか とし 小 野 隆 平	弁護士

任期：2022年(令和4年)12月27日～2024年(令和6年)12月26日

(5) 福山市個人情報保護審査会答申

福 保 審 査 第 9 号  
2024年(令和6年)1月11日

福山市教育委員会  
教育長 三好 雅章 様  
( 学 び づ くり 課 )

福山市個人情報保護審査会  
会 長 小 島 崇

答申書の交付について

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく次の諮問について、別紙答申書を交付します。

番 号 : 2023年度(令和5年度)諮問第1号  
(2023年(令和5年)10月5日福教学び第103号の3)  
事件名 : 保有個人情報の開示をしない旨の決定に対する審査請求

(別紙)

諮問番号：2023年度（令和5年度）諮問第1号

答申番号：2023年度（令和5年度）答申第1号

## 答 申 書

### 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった、保有個人情報について不開示とした福山市教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求の経過

#### (1) 2023年（令和5年）4月13日

審査請求人は、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条の規定に基づき、学校において2021年（令和3年）5月から同年7月までの間に被害者に対して行われたいじめ（傷害）に関する書類全てを内容とする旨の保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### (2) 2023年（令和5年）4月28日

実施機関は、本件開示請求に対し、別に「保護者への報告書」ほか10件の保有個人情報の開示を決定したほか、「いじめアンケート（加害児童）」、「いじめアンケート（加害児童保護者）」、「加害児童反省文」及び「加害児童保護者来校時記録」を対象となる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）として特定するとともに、全て不開示情報とする本件処分を行った。

#### (3) 2023年（令和5年）6月29日

審査請求人は、本件処分を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### (4) 2023年（令和5年）8月24日

実施機関は、弁明書を送付した。

#### (5) 2023年（令和5年）9月11日

審査請求人は、反論書を提出した。

#### (6) 2023年（令和5年）10月5日

実施機関は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、福山市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書に記載した主張並びに審査会において行った口頭での意見陳述における主張及び質疑に対する回答の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

実施機関は本件処分を取り消し、本件対象保有個人情報を開示するよう求める。

#### (2) 審査請求の理由

いじめ被害者として弁護士に相談した結果、その指示により本件開示請求を行うに至ったもので、弁護士を通じた合法的行為以外の目的に悪用する危険はない。また、加害児童及びその保護者とは、相互に面識があり、治療費等の支払については同意済みである。

#### (3) 反論書における主張の要旨

ア 「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を挙げているが、加害児童の特定、識別は事件発覚当時より済んでおり、かつ、加害児童及びその保護者も含め、当事者全てがその旨認識承知していることから、当該開示によって特段の新規の情報開示は発生しないことは自明である。

イ 「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある」点については、当該情報開示によって具体的にどのような権利利益の侵害が生じうる余地があるか不明で、現実にはそのような侵害はあり得ない。

ウ 審査請求人は、被害児童の保護者として事件の解明と再発防止に対し、加害児童及びその保護者同様、責任を負う立場であり、加害児童の人権を侵害する意図及び目的を有さず、かつ、そのような行為はその責任に反する旨、重々認識しており、弁護士の指導の下で本件開示請求を行っている。当該事件は、児童の人権という重大な問題に関するものであり、実施機関の管轄下で起きたものであり、実施機関には、被害者救済の観点から開示に協力する義務と責任がある。

#### (4) 審査会の口頭意見陳述における主張及び質疑に対する回答の要旨

ア いじめの原因に関して、被害児童がけんかをしたとか恨みを持つようなことがあったということは一切ないようである。加害児童及びその保護者も学校側にはそのような行為があったことを何も言っていないとのこと。いじめの理由について知りたいと思うし、知る権利の一種ではないかと思う。

また、加害児童のこの件以外の事案に関しても、直接関係はないが、親としては知りたいと思う。

イ 被害者側が加害者側を訴えるためには、加害者側の氏名及び住所が必要であるが、学校側が把握している加害者側の氏名及び住所が開示されないのはおかしい。

ウ 学校から反省文があることは知らされたが、今回のいじめとは全く関係のない内容であり、また、当該反省文は見せてもらえていない。

エ 審査会に法令改正についての権限がないと思うが、本件審査請求を機に、いじめ被害者の心情や立場について、理解し、今後の制度の参考にしてほしい。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での意見陳述及び質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

##### (1) 本件処分内容及び理由について

実施機関は、本件開示請求を受け、別に「保護者への報告書」ほか10件の保有個人情報の開示を決定したほか、本件処分を行った。本件対象保有個人情報は、法第78条第1項第2号の規定により、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるためである。

##### (2) 審査請求の理由について

審査請求人は、「弁護士を通じた合法的行為以外の目的に悪用する危険はない」こと及び加害児童及びその保護者とは、相互に面識があることを理由に本件対象保有個人情報の開示を求めているものと解される。しかしながら、これらの事情は、法が規定する保有個人情報の開示制度において考慮すべき要素となっておらず、実施機関としては、法第78条第1項第2号の規定により、開示請求者以外の個人に関する情報を開示することは許されない。

##### (3) 審査会の口頭意見陳述における主張及び質疑に対する回答の要旨

ア 3(3)アについて、加害児童が書きたいじめアンケートの内容などは、当該児童の心情等が示された情報であり、審査請求人が、加害児童が誰であるかを特定できているからといって、法第78条第1項第2号イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とはいえない。

イ 3(3)イについて、一般的に、カルテ、反省文及び個人の未発表の著作物等のような、個人の人格と密接に関係する情報については、個人識別性がない場合であっても、当該個人の同意なしに第三者に開示することは、当該個人の権利利益を害するとされており、この度不開示とした資料である「いじめアンケート」、「加害児童反省文」等といった加害児童等の心情等を記載した文書は、個人の人格と密接に関係する情報であることから、同様に開示することは許されないと判断した。

ウ 本件対象保有個人情報を開示することについて、加害児童側の同意は得ていない。

エ いじめアンケートは、被害児童が在籍した学校では毎学期、全ての学年で実施している。加害児童以外の者のアンケートは、本件開示請求の対象ではない。

## 5 審査会の判断

審査会においては、口頭での意見陳述及び質疑応答に加え、インカメラ手続により、実施機関から本件対象保有個人情報提出されたことを踏まえて審査を行った結果、本件対象保有個人情報は、それぞれ特定がされている加害児童及び保護者に係る情報であり、法第78条第1項第2号の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると判断する。

また、審査請求人の主張の主旨である、いじめ被害者が加害者の情報を知りたいと思うことについて、どこまで配慮することが可能であるか検討を行ったが、当該情報は、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（法第78条第1項第2号イ）に該当すると解釈することは困難であるし、それ以外の同号の除外事由にも該当しない。

したがって、法が規定する開示請求制度において、本件対象保有個人情報は不開示情報に当たるものといわざるを得ない。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2023年(令和5年)10月5日	諮問書の受理
2023年(令和5年)11月17日	第1回審査会(実施機関及び審査請求人の意見陳述及び質疑)
2024年(令和6年)1月11日	第2回審査会(答申の検討等)

## 7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	こ じま たかし 小 島 崇	弁護士
副会長	おり はし よう すけ 折 橋 洋 介	広島大学教授
	こ ばやし ひろ こ 小 林 広 子	税理士
	さか もと とも え 坂 本 智 栄	弁護士
	お の たか とし 小 野 隆 平	弁護士

## 4 啓発活動の状況

個人の権利利益を保護するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するため、次の取組を行いました。

### (1) 研修会の実施

#### ① 職員研修（情報管理課からの講師派遣分）

対 象	実施年月日	人数
新採用職員	2023年(令和5年)4月5日、10日(2回)	155人
環境センター職員	2023年(令和5年)6月14日	23人
松永地域振興課職員	2023年(令和5年)9月5日	43人
学校事務職員	2023年(令和5年)9月21日	108人
市民課職員	2023年(令和5年)10月～11月 ※ビデオ配信	108人
交流館主事	2023年(令和5年)12月5日	40人
	(計6回)	計477人

#### ② その他に対する研修（情報管理課からの講師派遣分）

対 象	実施年月日	人数
町内会関係者	2023年(令和5年)7月20日	18人
キラキラサポーター（子育て支援ボランティア）	2023年(令和5年)11月8日	18人
民間事業者病院職員	2023年(令和5年)12月4日	40人
民生児童委員	2024年(令和6年)2月9日	27人
	(計4回)	計103人

### (2) 制度の啓発

#### ① 福山市ホームページへの掲載

2023年(令和5年)12月に2022年度(令和4年度)の運営状況を公表しました。

#### ② 広報「ふくやま」への掲載

2023年(令和5年)6月号で2022年度(令和4年度)の運営状況を公表しました。

### (3) 個人情報保護の要請

国・県等

- ・個人情報保護及び自己情報コントロール権の確立に向けた戸籍法及び住民基本台帳法の改正について、広島県市長会議を通じて国へ要請しています。(秋季)(春季)

## 5 その他

### (1) インシデント報告

個人情報の漏えい事案が発生し、広島県総務局業務デジタル基盤整備課及び総務省自治行政局デジタル基盤推進室へ2件のインシデント報告をしました。

内訳は、紛失1件（USBメモリ）、誤送信1件（電子メール）でした。

### (2) 個人情報保護制度に係る条例の経過

1988年10月	福山市個人情報保護制度研究委員会設置
1989年3月1日	3月議会にて福山市個人情報保護条例制定案提出
1990年3月6日	3月議会にて福山市個人情報保護条例制定案撤回
1990年3月14日	3月議会にて福山市個人情報保護条例制定案提出
1990年3月26日	3月議会にて福山市個人情報保護条例制定案一部修正可決
1990年4月2日	福山市個人情報保護条例(旧々条例)公布
1990年10月1日	旧々条例施行
2003年4月	個人情報保護制度に係る検討会設置
2003年6月30日	6月議会にて福山市個人情報保護条例全部改正案可決
2003年6月30日	福山市個人情報保護条例(旧条例)公布
2003年8月25日	旧条例施行
2022年12月19日	12月議会にて福山市個人情報の保護に関する法律施行条例制定 (福山市個人情報保護条例廃止)案可決
2022年12月19日	福山市個人情報の保護に関する法律施行条例(現行条例)公布
2023年2月27日	3月議会にて福山市議会の個人情報の保護に関する条例制定 (及び現行条例一部改正)案可決
2023年3月2日	福山市議会の個人情報の保護に関する条例公布
2023年4月1日	旧条例廃止 現行条例施行 福山市議会の個人情報の保護に関する条例施行



## Ⅱ 情報公開制度の運営状況

## 1 公文書の開示請求・申出の処理状況

### (1) 請求・申出の状況

ここにいう「請求」とは、全部改正前の福山市情報公開条例（平成5年条例第1号）の施行の日（1993年（平成5年）7月1日）以後の公文書に関する開示請求に対する公文書の義務的な開示手続のことであり、「申出」とは、1993年（平成5年）7月1日以前の公文書に関する開示申出に対する公文書の任意的な開示手続のことです。

公文書の開示請求・申出の件数及び決定等の状況は次のとおりです。

年度	請求 申出 件数	決定等 件数	決定等の状況						
			開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答 拒否	取下げ	拒否
2023 年度	469	695	454	147	6	53	3	32	0
2022 年度	438	634	410	136	11	41	0	36	0

※1件の請求等に対し、複数の決定等をした場合があります。

※決定等件数は、当該年度に受付をした請求等に対する決定等の件数をいいます。

### (2) 部分開示・不開示の理由別内訳

福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第6条第1項各号に定める不開示情報のいずれかに該当し、部分開示、不開示となった事例の不開示情報の内訳は次のとおりです。

情報（適用条項）	2023年度	2022年度
法令等情報（第1号）	0	0
個人情報情報（第2号）	120	117
法人等情報（第3号）	92	81
生命等保護情報（第4号）	0	0
審議・検討・協議等情報（第5号）	9	18
事務・事業情報（第6号）	35	27
任意提供情報（第7号）	0	0

※1件の決定等に対し、複数の不開示情報が存在するものがあるため、(1)請求・申出の状況の部分開示及び不開示の件数とは一致しません。

### (3) 決定等した実施機関別の状況

実 施 機 関	2023 年度	2022 年度
	決定等件数	決定等件数
市 長	467	411
教 育 委 員 会	44	32
選 挙 管 理 委 員 会	1	1
監 査 委 員	4	1
公 平 委 員 会	2	0
農 業 委 員 会	1	1
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	1	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	159	177
病 院 事 業 管 理 者	7	5
議 会	6	3
地 方 独 立 行 政 法 人	3	3
合 計	695	634

※ 1 件の請求等に対し、複数の事務担当課が決定等をした場合があります。

※ 決定等件数は、当該年度に受付をした請求等に対する決定等の件数をいいます。

#### (4) 請求・申出の内容及び決定等の状況

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
1 ※	1	2023年 4月3日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
2 ※	2	2023年 4月4日	福山市下水道事業用二次製品単価	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
3 ※	3	2023年 4月4日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
4	4	2023年 4月4日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
5	5	2023年 4月5日	2012年度から2022年度の福山市人権交流センター運営協議会委員の委嘱に係る起案の写し及び人権交流センター団体交流館利用者協議会の委員の推薦書の写し	部分開示 (2, 3号)	市長 多様性社会推進課
	6			不存在	市長 多様性社会推進課
6	7	2023年 4月5日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
7	8	2023年 4月6日	平成30年豪雨により決壊したため池に係る裁判の資料	部分開示 (2, 3, 6号)	市長 北部建設産業課
8	9	2023年 4月6日	福山市の出先機関等の駐車場一括借上げの指示等に関する文書	不存在	市長 情報管理課
9 ※○	10	2023年 4月6日	公設市場廃止に関する議決書ほか	部分開示 (2号)	議会 議事調査課
	11			開示	市長 総務課
10	12	2023年 4月7日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳	開示	市長 建設政策課
11	13	2023年 4月10日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
12	14	2023年 4月11日	2023年4月21日10時から同月23日22時まで通行禁止のため居住者以外の車両進入を禁止するに至った起案	開示	市長 経済総務課
	15			部分開示 (2, 3号)	市長 経済総務課
13 ※	16	2023年 4月11日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
14	17	2023年 4月12日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
15 ○	18	2023年 4月14日	公設市場廃止に関する議会議事録及び大正時代の福山市歳入出決算	開示	議会 議事調査課
	19			開示	市長 総務課
	20			不存在	市長 総務課
16	21	2023年 4月14日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等件数	決定等件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
17 ※	22	2023年 4月15日	会計年度任用職員に関する文書	開示	市長 人事課
	23			不開示 (2号)	市長 人事課
	24			開示	市長 給与課
	25			開示	市長 総務課
18	26	2023年 4月17日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
19	27	2023年 4月17日	資材単価表	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
20	28	2023年 4月17日	イコールふくやま土日相談員に関する意見書	存否応答拒否	市長 若者・くらしの悩み相談課
21 ※○	29	2023年 4月19日	中央市場建設に関する要望ほか	開示	議会 議事調査課
	30			部分開示 (2号)	議会 議事調査課
22 ※	31	2023年 4月20日	理容・美容施設ほかの営業中の施設に関する情報	取下げ	市長 保健部総務課 生活衛生課
23	32	2023年 4月24日	人権交流センターに関する書類	部分開示 (3号)	市長 多様性社会推進課
24	33	2023年 4月25日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
25	34	2023年 4月25日	単価表	不開示 (6号)	市長 公園緑地課
26	35	2023年 4月25日	配偶者暴力相談事業についての契約に至る文書	部分開示 (3, 6号)	市長 若者・くらしの悩み相談課
27	36	2023年 4月27日	公募型プロポーザルに関する書類	部分開示 (2, 3, 6号)	病院事業管理者 管理課
28	37	2023年 4月29日	福山市役所の事務所に関する書類	部分開示 (3号)	市長 総務課
29 ※	38	2023年 5月2日	福山市上下水道局入力基準書	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
30 ※	39	2023年 5月2日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
31 ※	40	2023年 5月2日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
	41			開示	市長 公園緑地課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
32 ※	42	2023年 5月2日	金入り設計書	開示	市長 港湾河川課
	43			開示	市長 道路整備課
33	44	2023年 5月8日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
34 ○	45			不存在	市長 北部建設産業課
	46			開示	市長 北部市民サービス課
	47			部分開示 (2,3号)	市長 北部市民サービス課
	48			不存在	市長 まちづくり推進課
35	49	2023年 5月9日	平成30年豪雨により決壊したため池に係る公文書ほか	不存在	市長 北部建設産業課
	50			開示	市長 北部建設産業課
	51			部分開示 (2,3号)	市長 北部市民サービス課
	52			不存在	市長 土木管理課
	53			開示	市長 土木管理課
36 ※	54	2023年 5月10日	金入り設計書	開示	市長 設備課
37	55	2023年 5月10日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
38	56	2023年 5月11日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
39	57	2023年 5月11日	福山法務局に公図取得の申請をした書類ほか	不存在	市長 土木管理課
40	58	2023年 5月11日	旧図の写し	不存在	市長 土木管理課
41	59	2023年 5月12日	部落解放同盟に関する文書ほか	部分開示 (3号)	市長 多様性社会推進課
	60			不存在	市長 多様性社会推進課
42 ※	61	2023年 5月12日	懲戒処分の内容が分かる文書	部分開示 (2,6号)	市長 人事課
	62			部分開示 (2,6号)	教育委員会 教育総務課
	63			不開示 (2号)	教育委員会 教育総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
43 ※	64	2023年 5月15日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
44	65	2023年 5月15日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
45 ※	66	2023年 5月15日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
46	67	2023年 5月15日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
	68			開示	市長 設備課
47	69	2023年 5月16日	金入り設計書	部分開示 (2,3号)	市長 農林整備課
48	70	2023年 5月16日	福山市職員採用試験の経緯に関する公文書	不存在	市長 人事課
49	71	2023年 5月16日	福山市による令和5年度の特定団体への補助金の交付内容がわかる公文書	部分開示 (3号)	市長 多様性社会推進課
50	72	2023年 5月17日	2023年5月12日付け事務連絡「名前札及び名刺に関する対応について(通知)」	開示	市長 人事課
51	73	2023年 5月18日	特定出版物を福山市が購入する契約書ほか	部分開示 (2,3号)	市長 多様性社会推進課
52	74	2023年 5月18日	特定団体の福山市の公教育への関与を示した公文書一切	不存在	教育委員会 教育総務課
53	75	2023年 5月18日	若者・くらしの悩み相談課の相談対応マニュアルほか	開示	市長 若者・くらしの悩み相談課
	76			不存在	市長 若者・くらしの悩み相談課
54 ※	77	2023年 5月18日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
55	78	2023年 5月18日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
56	79	2023年 5月18日	住民監査請求に関する調査方法、調査結果ほかについての公文書	部分開示 (2,3,6号)	市長 若者・くらしの悩み相談課
57	80	2023年 5月19日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
58	81	2023年 5月19日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
59 ※	82	2023年 5月22日	福山市水道工事設計資材単価一覧表	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
60 ※	83	2023年 5月22日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
61	84	2023年 5月23日	福山市と労働組合に関する公文書ほか	不存在	市長 総務課
	85			不存在	市長 人事課
	86			不存在	市長 給与課
	87			部分開示 (2,3号)	市長 給与課
62	88	2023年 5月24日	福山市人権施策推進審議会の委員の名簿及び 経歴ほか	不存在	市長 多様性社会推進課
	89			部分開示 (2号)	市長 まちづくり推進課
	90			不存在	市長 情報管理課
63 ※	91	2023年 5月24日	金入り設計書	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
64	92	2023年 5月25日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
65	93	2023年 5月26日	特定団体に交付した補助金の報告書ほか	部分開示 (3号)	市長 多様性社会推進課
66	94	2023年 5月28日	福山市職員の親族への苦情に関する文書	存否応答拒否	市長 情報管理課
67	95	2023年 5月29日	伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書	取下げ	市長 農林整備課
68 ※	96	2023年 5月30日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
69 ※	97	2023年 5月31日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
	98			開示	市長 道路整備課
	99			開示	市長 北部建設産業課
	100			開示	市長 松永建設産業課
	101			開示	市長 神辺建設産業課
70 ※	102	2023年 5月31日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
71	103	2023年 5月31日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
72 ※	104	2023年 6月1日	公募型プロポーザルに関する書類	部分開示 (3号)	市長 保育指導課
73	105	2023年 6月8日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
74	106	2023年 6月9日	建設予定の墓地に係る許可に関する文書	開示	市長 生活衛生課
75	107	2023年 6月12日	金入り設計書	開示	市長 港湾河川課
76 ※	108	2023年 6月12日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
77	109	2023年 6月12日	特定個人を偲ぶ会への市長の関与を示す公文書	不存在	市長 多様性社会推進課
78	110	2023年 6月12日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
79	111	2023年 6月13日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
80	112	2023年 6月13日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
81 ※	113	2023年 6月15日	市が所管する有料老人ホームほかの重要事項 説明書	部分開示 (2号)	市長 介護保険課
82 ※	114	2023年 6月16日	金入り設計書	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
83	115	2023年 6月16日	福山市固定資産(土地)評価事務取扱要領(令和 3年度)及び福山市固定資産税過誤納金返還要 領	開示	市長 資産税課
84	116	2023年 6月16日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
85	117	2023年 6月16日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
86	118	2023年 6月16日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
87	119	2023年 6月16日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
88 ※	120	2023年 6月16日	福山市水道工事設計資材単価一覧表	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
89	121	2023年 6月16日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
90 ※	122	2023年 6月19日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
	123			開示	市長 環境施設課
91	124	2023年 6月20日	特定団体からの寄付金に関する書類	部分開示 (2号)	市長 秘書課
92	125	2023年 6月20日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
93 ※	126	2023年 6月21日	公募型プロポーザルに関する書類	部分開示 (2,3号)	市長 企画政策課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
94	127	2023年 6月21日	金入り設計書	開示	市長 環境施設課
95	128	2023年 6月22日	金入り設計書	開示	市長 営繕課
96	129	2023年 6月22日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
97	130	2023年 6月22日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
98 ※	131	2023年 6月23日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	132			開示	市長 北部建設産業課
99	133	2023年 6月26日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
100	134	2023年 6月26日	2020年～2022年平均工事評価点	取下げ	市長 技術検査課
101	135	2023年 6月26日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
102	136	2023年 6月27日	2021年～2022年の職員在籍情報	取下げ	市長 人事課
103	137	2023年 6月27日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳	開示	市長 建設政策課
104	138	2023年 6月28日	2021年～2022年の職員在籍情報	開示	市長 人事課
105 ※	139	2023年 6月28日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
106	140	2023年 6月28日	森林環境税及び森林環境贈与税に係る起案	開示	市長 農林水産課
	141			部分開示 (2, 3, 6号)	市長 農林水産課
107	142	2023年 6月29日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
108 ※	143	2023年 6月30日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	144			開示	市長 北部建設産業課
	145			開示	市長 沼隈建設産業課
	146			開示	市長 農林整備課
	147			開示	市長 公園緑地課
109 ※	148	2023年 6月30日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等件数	決定等件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
110 ※	149	2023年 6月30日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
111 ※	150	2023年 6月30日	金入り設計書	開示	市長 保育施設課
112 ※	151	2023年 6月30日	金入り設計書	開示	市長 設備課
113	152	2023年 6月30日	福山市下水道事業用二次製品単価	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
114	153	2023年 7月3日	大気汚染防止法に基づき届出されている施設	取下げ	市長 環境保全課
115	154	2023年 7月4日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
116	155	2023年 7月7日	特定団体から受けた寄付金の額及び資料	部分開示 (3号)	教育委員会 教育総務課
	開示			市長 秘書課	
117 ※	157	2023年 7月8日	水道工事積算において使用されるデータコード	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
118 ※	158	2023年 7月8日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
119 ※	159	2023年 7月11日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
120	160	2023年 7月11日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
	161			開示	市長 設備課
121 ※	162	2023年 7月11日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
122 ※	163	2023年 7月11日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
123 ※	164	2023年 7月12日	福山市下水道施工単価条件表	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
124 ※	165	2023年 7月12日	福山市下水道事業用二次製品単価	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
125	166	2023年 7月13日	2021年度～2023年度における福山市鳥獣被害 対策協議会に係る起案	部分開示 (2, 3, 6号)	市長 農林水産課
126	167	2023年 7月13日	公募型プロポーザルに関する書類	部分開示 (2, 3号)	市長 企画政策課
127	168	2023年 7月18日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
128 ※	169	2023年 7月19日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
	170			開示	市長 設備課
	171			開示	市長 保育施設課
129	172	2023年 7月19日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
130	173	2023年 7月19日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
131	174	2023年 7月20日	墓苑に係る計画図及び排水施設	開示	市長 生活衛生課
132	175	2023年 7月20日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳	部分開示 (3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
133 ※	176	2023年 7月21日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
134	177	2023年 7月21日	金入り設計書	開示	市長 松永建設産業課
135	178	2023年 7月24日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
136	179	2023年 7月24日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
137 ※	180	2023年 7月31日	金入り設計書	開示	市長 農林整備課
	181			開示	市長 北部建設産業課
	182			開示	市長 道路整備課
138 ※	183	2023年 7月31日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
	184			開示	市長 道路整備課
	185			開示	市長 松永建設産業課
	186			開示	市長 北部建設産業課
	187			開示	市長 神辺建設産業課
	188			開示	市長 沼隈建設産業課
139 ※	189	2023年 7月31日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
140 ※	190	2023年 7月31日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
141	191	2023年 8月1日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
	192			開示	市長 道路整備課
	193			開示	市長 福山道路・幹線道路課
142 ※	194	2023年 8月1日	福山市庁舎玄関に設置されていたばらのシン ボルマークを撤去した起案	部分開示 (2号)	市長 世界バラ会議推進室
	195			部分開示 (2号)	市長 総務課
	196			部分開示 (2,3号)	市長 宮繕課
143 ※	197	2023年 8月2日	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及 び土砂災害特別警戒区域で指定解除を広島県 へ要請した起案、基礎調査に係る一連の起案	開示	市長 企業誘致推進課
	198			開示	市長 土木管理課
144	199	2023年 8月2日	福山市水道材料決定単価一覧表	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
145	200	2023年 8月3日	金入り設計書	開示	市長 設備課
146	201	2023年 8月3日	金入り設計書	部分開示 (2,3号)	市長 道路整備課
147	202	2023年 8月7日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳	開示	市長 建設政策課
148	203	2023年 8月7日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
149	204	2023年 8月7日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
150 ※	205	2023年 8月9日	金入り設計書	取下げ	市長 神辺建設産業課
151	206	2023年 8月9日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳	開示	市長 建設政策課
152	207	2023年 8月10日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
153	208	2023年 8月15日	人権推進事業補助金交付要綱ほか	開示	市長 多様性社会推進課
	209			不存在	市長 多様性社会推進課
154	210	2023年 8月16日	特定団体の定義に関する文書	開示	監査委員 監査事務局
155	211	2023年 8月17日	金入り設計書	開示	市長 設備課
156 ※	212	2023年 8月17日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
157 ※	213	2023年 8月17日	金入り設計書	開示	市長 設備課
158 ※		2023年 8月17日	金入り設計書		市長 設備課
159 ※		2023年 8月17日	金入り設計書		市長 設備課
160 ※		2023年 8月17日	金入り設計書		市長 設備課
161 ※		2023年 8月17日	金入り設計書		市長 設備課
162 ※		2023年 8月17日	金入り設計書		市長 設備課
163 ※		2023年 8月17日	金入り設計書		市長 設備課
164 ※	214	2023年 8月17日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
165 ※	215	2023年 8月17日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
166 ※	216	2023年 8月17日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
167 ※	217	2023年 8月17日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
168 ※	218	2023年 8月17日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳ほか	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
169 ※	219	2023年 8月17日	金入り設計書	開示	市長 設備課
170	220	2023年 8月18日	金入り設計書	開示	市長 港湾河川課
171	221	2023年 8月18日	金入り設計書	開示	市長 土木管理課
172 ※	222	2023年 8月21日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	223			開示	市長 設備課
	224			開示	市長 保育施設課
173 ※	225	2023年 8月21日	金入り設計書	開示	市長 営繕課
	226			開示	市長 保育施設課
174	227	2023年 8月21日	金入り設計書	開示	市長 保育施設課
	228			開示	市長 設備課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
175	229	2023年 8月21日	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による解体等の届出書のうち、別紙「対象住所一覧」を工事の場所とするもの。	部分開示 (2号)	市長 建築指導課
176 ※	230	2023年 8月22日	福山市下水道事業用二次製品単価	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
177	231	2023年 8月23日	伐刈した実績資料	開示	市長 土木管理課
178	232	2023年 8月23日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
179	233	2023年 8月25日	定期検査報告概要書(昇降機)	開示	市長 建築指導課
180	234	2023年 8月28日	住居番号設定整理簿	部分開示 (2号)	市長 市民課
181	235	2023年 8月28日	金入り設計書	開示	市長 北部建設産業課
182 ※	236	2023年 8月28日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
183 ※	237	2023年 8月28日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
	238			開示	市長 港湾河川課
	239			開示	市長 設備課
	240			開示	市長 保育施設課
184	241	2023年 8月29日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
185	242	2023年 8月29日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
186	243	2023年 8月29日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
187	244	2023年 8月29日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
188 ※	245	2023年 8月31日	金入り設計書	開示	市長 北部建設産業課
	246			開示	市長 港湾河川課
	247			開示	市長 公園緑地課
	248			開示	市長 道路整備課
	249			開示	市長 神辺建設産業課

請求等件数	決定等件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
189 ※	250	2023年 8月31日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
190 ※	251	2023年 8月31日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
	252			開示	市長 神辺建設産業課
191 ※	253	2023年 8月31日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
192	254	2023年 8月31日	金入り設計書	開示	市長 農林整備課
193	255	2023年 8月31日	監査委員を除斥した具体的理由を示した公文書ほか	部分開示 (2号)	監査委員 監査事務局
194	256	2023年 8月31日	特定団体への補助金について、事業報告書の研修等の内容、支払いの事実を確認したことを裏付ける復命書ほか	不存在	市長 多様性社会推進課
195 ※	257	2023年 9月1日	金入り設計書	開示	市長 福山道路・幹線道路課
196	258	2023年 9月1日	金入り設計書	開示	市長 農林整備課
197 ※	259	2023年 9月4日	金入り設計書	開示	市長 設備課
	260			開示	市長 北部建設産業課
	261			開示	教育委員会 施設課
	262			開示	市長 道路整備課
198 ※	263	2023年 9月4日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
199 ※	264	2023年 9月5日	食品営業許可施設一覧	取下げ	市長 生活衛生課
200 ○	265	2023年 9月7日	墓苑の許可に関する資料	部分開示 (2,3号)	市長 生活衛生課
201	266	2023年 9月7日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
202	267	2023年 9月7日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳	部分開示 (3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
203	268	2023年 9月8日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
204 ※	269	2023年 9月11日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
205	270	2023年 9月11日	道路の計画平面図又は工事図面若しくは区域決定図面	開示	市長 福山道路・幹線道路課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
206 ※	271	2023年 9月12日	福山市内の学区数に係る起案ほか	取下げ	市長 情報管理課
207 ※	272	2023年 9月12日	福山市内の学区数に係る起案ほか	開示	市長 情報管理課
	273			開示	教育委員会 学事課
	274			開示	市長 危機管理防災課
	275			部分開示 (2号)	市長 危機管理防災課
208	276	2023年 9月13日	金入り設計書	開示	市長 北部建設産業課
209	277	2023年 9月13日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
210 ※	278	2023年 9月13日	金入り設計書	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
211	279	2023年 9月14日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
212 ※	280	2023年 9月15日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
213	281	2023年 9月15日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
214	282	2023年 9月15日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
215	283	2023年 9月19日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
216 ※	284	2023年 9月25日	入札の概要報告書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
217	285	2023年 9月25日	金入り設計書	開示	市長 設備課
	286			開示	市長 保育施設課
218	287	2023年 9月25日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
219	288	2023年 9月26日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
220	289	2023年 9月26日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
221	290	2023年 9月27日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
222 ※	291	2023年 9月27日	金入り設計書	取下げ	市長 神辺建設産業課
223 ※	292	2023年 9月27日	金入り設計書	取下げ	市長 営繕課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
224 ※	293	2023年 9月28日	金入り設計書	開示	市長 保育施設課
	294			開示	市長 神辺建設産業課
	295			開示	市長 設備課
225 ※	296	2023年 9月29日	金入り設計書	開示	市長 沼隈建設産業課
	297			開示	市長 公園緑地課
	298			開示	市長 農林整備課
	299			開示	市長 神辺建設産業課
	300			開示	市長 北部建設産業課
226 ※	301	2023年 9月29日	金入り設計書	開示	市長 農林整備課
	302			開示	市長 公園緑地課
227 ※	303	2023年 9月29日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
228 ※	304	2023年 9月29日	見積書及び契約書	部分開示 (2,3号)	市長 保育指導課
229	305	2023年 10月2日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
230	306	2023年 10月2日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
231 ※	307	2023年 10月2日	福山市教育委員会会議会議録ほか	開示	教育委員会 学びづくり課
	308			部分開示 (5号)	教育委員会 学びづくり課
232 ※	309	2023年 10月2日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
233 ※	310	2023年 10月2日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
234 ※	311	2023年 10月3日	金入り設計書	開示	市長 設備課
235 ※		2023年 10月3日	金入り設計書		
236 ※		2023年 10月3日	金入り設計書		
237 ※		2023年 10月3日	金入り設計書		
238 ※		2023年 10月3日	金入り設計書		
239 ※	312	2023年 10月3日	金入り設計書	開示	市長 保育施設課
240 ※	313	2023年 10月3日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
241 ※		2023年 10月3日	金入り設計書		
242 ※		2023年 10月3日	金入り設計書		
243 ※	314	2023年 10月4日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
244	315	2023年 10月4日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳	開示	市長 建設政策課
245	316	2023年 10月4日	金入り設計書	開示	市長 設備課
246 ※	317	2023年 10月4日	福山市民病院が労働基準監督署から交付された是正勧告書ほか	開示	病院事業管理者 病院総務課
	318			部分開示 (2号)	病院事業管理者 病院総務課
247 ○	319	2023年 10月4日	土地を福山市が売り渡したことを証する書類	部分開示 (3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
248 ※	320	2023年 10月6日	金入り設計書	開示	市長 設備課
	321			開示	市長 道路整備課
249 ※	322	2023年 10月10日	金入り設計書	開示	市長 営繕課
250	323	2023年 10月11日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳	部分開示 (3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
251 ※	324	2023年 10月12日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
252	325	2023年 10月12日	特定団体への補助金について調査を行った職員の氏名がわかるものほか	不存在	市長 多様性社会推進課
	326			部分開示 (6号)	市長 多様性社会推進課
253	327	2023年 10月12日	人権施策推進審議会委員及び人権侵害調査等委員会委員のリスト	開示	市長 多様性社会推進課
	328			不存在	市長 多様性社会推進課
254	329	2023年 10月13日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
255	330	2023年 10月16日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
256	331	2023年 10月16日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
257	332	2023年 10月16日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
258	333	2023年 10月17日	金入り設計書	開示	市長 営繕課
	334			開示	教育委員会 施設課
	335			開示	病院事業管理者 管理課
259	336	2023年 10月17日	金入り設計書	開示	市長 営繕課
	337			開示	市長 保育施設課
	338			開示	教育委員会 施設課
260	339	2023年 10月17日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
261 ※	340	2023年 10月18日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
262 ※	341	2023年 10月18日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
263 ※	342	2023年 10月18日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
264 ※	343	2023年 10月18日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
265	344	2023年 10月18日	住居表示新築届一覧及び台帳	部分開示 (2号)	市長 市民課
266	345	2023年 10月19日	金入り設計書	開示	市長 北部建設産業課
267	346	2023年 10月19日	福山市の地番が載った地図	不存在	市長 資産税課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
268 ※	347	2023年 10月20日	金入り設計書	開示	市長 営繕課
269	348	2023年 10月23日	福山市市民活動総合補償制度についての文書	部分開示 (3号)	市長 まちづくり推進課
270	349	2023年 10月23日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
	350			開示	市長 沼隈建設産業課
271	351	2023年 10月25日	福山市人権推進審議会委員に特定個人が任命 された経緯が示された公文書ほか	開示	市長 多様性社会推進課
	352			部分開示 (2, 3, 6号)	市長 多様性社会推進課
	353			不存在	市長 多様性社会推進課
272 ※○	354	2023年 10月26日	戦後復興期の市場に関する陳情ほか	部分開示 (2号)	議会 議事調査課
273	355	2023年 10月26日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
274	356	2023年 10月27日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
275	357	2023年 10月30日	金入り設計書	開示	市長 技術検査課
276	358	2023年 10月31日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
277	359	2023年 10月31日	農林整備課保管のため池台帳(写し)ほか	部分開示 (2号)	市長 農林整備課
278 ○	360			部分開示 (2号)	市長 農林整備課
279	361	2023年 10月31日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
280	362	2023年 10月31日	金入り設計書	開示	市長 土木管理課
281 ※	363	2023年 10月31日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	364			開示	市長 農林整備課
	365			開示	市長 神辺建設産業課
	366			開示	市長 北部建設産業課
282 ※	367	2023年 10月31日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
283 ※	368	2023年 10月31日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
284 ※	369	2023年 10月31日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
285 ※	370	2023年 11月1日	理容所・美容所・クリーニング所の一覧表	取下げ	市長 生活衛生課
286	371	2023年 11月1日	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)に基 づく縦覧書類のうち届出書	取下げ	市長 産業振興課
287	372	2023年 11月2日	福山市立小学校用教科用図書採択における調 査委員会 委員名一覧名簿	開示	教育委員会 学びづくり課
288	373	2023年 11月2日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
289	374	2023年 11月7日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳	開示	市長 建設政策課
290	375	2023年 11月7日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
291	376	2023年 11月8日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
292 ※	377	2023年 11月7日	防犯カメラの閲覧と写しのコピー	取下げ	市長 市民生活課
293	378	2023年 11月8日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
294	379	2023年 11月8日	埋蔵文化財の発掘についての文書	開示	市長 文化振興課
	380			部分開示(2, 3 号)	
295	381	2023年 11月8日	埋蔵文化財の発掘についての文書	不存在	教育委員会 教育総務課
296	382	2023年 11月9日	水呑町三新田土地区画整理事業の仮換地指定 に関する文書	部分開示(2, 3, 6号)	市長 都市計画課
297 ※	383	2023年 11月9日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
298	384	2023年 11月13日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
299 ※	385	2023年 11月14日	水道工事積算のデータコード	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
300	386	2023年 11月14日	金入り設計書	開示	市長 設備課
301	387	2023年 11月16日	金入り設計書	開示	市長 港湾河川課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
302 ○	388	2023年 11月17日	寄付の流れがわかるもの	不存在	市長 観光課
	389			不存在	市長 文化振興課
	390			不存在	市長 スポーツ振興課
	391			不存在	市長 土木管理課
303	392			部分開示 (2, 3, 6号)	市長 経済総務課
	393			部分開示 (2, 3号)	市長 文化振興課
	394			部分開示 (2号)	市長 スポーツ振興課
	395			部分開示 (2, 3号)	教育委員会 教育総務課
	396			開示	地方独立行政法人 福山市立大学事務局
	397			部分開示 (2, 3号)	市長 土木管理課
304 ※	398	2023年 11月17日	金入り設計書	開示	市長 営繕課
	399			開示	市長 設備課
	400			開示	教育委員会 施設課
	401			開示	市長 神辺建設産業課
305	402	2023年 11月20日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
306 ※	403	2023年 11月20日	文化財に伴う補助執行に係る起案	開示	教育委員会 教育総務課
	404			部分開示 (2, 6号)	
307 ※	405	2023年 11月20日	文化財に伴う補助執行に係る起案	開示	市長 総務課
308	406	2023年 11月21日	金入り設計書	取下げ	市長 神辺建設産業課
309	407	2023年 11月22日	神辺川南区画整理事業における仮換地指定に 関する文書	部分開示 (2, 3, 6号)	市長 神辺建設産業課
	408			部分開示 (2, 3, 6号)	市長 神辺建設産業課
	409			部分開示 (2, 3, 5号)	市長 神辺建設産業課

請求等件数	決定等件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
310	410	2023年 11月22日	福山市庁舎内のエレベーターホールにおけるサインに係る起案	開示	市長 総務課
311	411	2023年 11月22日	令和6年度使用小学校用教科用図書採択に係る資料	開示	教育委員会 学びづくり課
	部分開示 (5号)			教育委員会 学びづくり課	
312	413	2023年 11月27日	大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設を設置している工場・事業場一覧	取下げ	市長 環境保全課
313 ※	414	2023年 11月27日	福山市立幼稚園における公費と私費の負担区分に関する文書ほか	不存在	市長 保育指導課
314 ※	415	2023年 11月27日	事業の代表企業及び構成企業とその役割が分かるもの	開示	市長 まちづくり推進課
315	416	2023年 11月28日	水呑三新田土地区画整理事業地内の当初の用途地域指定を行った経緯がわかる資料	部分開示 (2号)	市長 都市計画課
316	417	2023年 11月28日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
317	418	2023年 11月28日	解体工事に係る大気汚染防止法に基づく事前調査結果報告書	部分開示 (2号)	市長 環境保全課
318 ※	419	2023年 11月30日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
	420			開示	市長 北部建設産業課
	421			開示	市長 道路整備課
	422			開示	市長 沼隈建設産業課
	423			開示	市長 公園緑地課
	424			開示	市長 港湾河川課
319 ※	425	2023年 11月30日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
320 ※	426	2023年 12月4日	最新版の歯科技工所名簿一覧	取下げ	市長 保健部総務課
321 ※	427	2023年 12月4日	金入り設計書	開示	市長 設備課
322 ※	428	2023年 12月4日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
323	429	2023年 12月4日	福山市立常石ともに学園の教育課程ほか	取下げ	教育委員会 学事課
324	430	2023年 12月4日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
325	431	2023年 12月6日	金入り設計書	開示	市長 技術検査課
326	432	2023年 12月6日	金入り設計書	開示	市長 松永建設産業課
327	433	2023年 12月6日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
328	434	2023年 12月8日	文化財の補助執行に係る起案	部分開示 (2, 3, 5, 6号)	市長 文化振興課
	435			部分開示 (2, 3, 5, 6号)	市長 文化振興課
329	436	2023年 12月8日	都市計画道路の平面図、位置図、標準断面図	開示	市長 福山道路・幹線道路課
330	437	2023年 12月8日	2022年度(令和4年度)以降の告示に関する起案	部分開示 (2号)	市長 情報発信課
	438			部分開示 (2号)	市長 市民税課
	439			部分開示 (2, 3号)	市長 資産税課
	440			部分開示 (2, 3号)	市長 納税課
	441			部分開示 (2号)	市長 総務課
	442			部分開示 (2号)	市長 危機管理防災課
	443			部分開示 (3号)	市長 産業振興課
	444			開示	市長 農林水産課
	445			開示	市長 農業振興課
	446			開示	市長 観光課
	447			開示	市長 文化振興課
	448			開示	市長 環境総務課
	449			部分開示 (2, 3号)	市長 環境保全課
	450			部分開示 (2, 3号)	市長 廃棄物対策課
	451			開示	市長 環境施設課
452	部分開示 (3号)	市長 高齢者支援課			

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
330	453	2023年 12月28日	2022年度(令和4年度)以降の告示に関する起案	開示	市長 保健部総務課
	454			部分開示 (2号)	市長 保健予防課
	455			部分開示 (3号)	市長 生活衛生課
	456			開示	市長 こども発達支援センター
	457			部分開示 (2,3号)	市長 保育施設課
	458			部分開示 (2号)	市長 市民課
	459			部分開示 (3号)	市長 市民生活課
	460			部分開示 (2,3号)	市長 市民生活課 (消費生活センター)
	461			部分開示 (2,3号)	市長 沼隈支所
	462			部分開示 (2号)	市長 松永市民サービス課
	463			開示	市長 松永建設産業課
	464			部分開示 (2号)	市長 北部市民サービス課
	465			部分開示 (2号)	市長 新市支所
	466			部分開示 (2,6号)	市長 東部市民サービス課
	467			部分開示 (2号)	市長 神辺市民サービス課
	468			開示	市長 建設政策課
	469			開示	市長 港湾河川課
	470			開示	市長 農林整備課
	471			部分開示 (2号)	市長 沼隈建設産業課
	472			開示	市長 都市計画課
473	部分開示 (3号)	市長 都市交通課			

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
330	474	2023年 12月8日	2022年度(令和4年度)以降の告示に関する起案	開示	市長 公園緑地課
	475			部分開示 (2号)	市長 住宅課
	476			開示	市長 建築指導課
	477			開示	市長 会計課
	478			部分開示 (2, 3, 5号)	市長 障がい福祉課
	479			部分開示 (2, 3, 5号)	市長 障がい福祉課
	480			部分開示 (2, 3号)	市長 生活福祉課
	481			部分開示 (2, 3号)	市長 生活福祉課
	482			部分開示 (2, 3号)	市長 介護保険課
	483			部分開示 (2, 3号)	市長 介護保険課
	484			部分開示 (2, 3号)	市長 まちづくり推進課
	485			部分開示 (2, 3号)	市長 まちづくり推進課
	486			部分開示 (2号)	市長 保険年金課
	487			部分開示 (2号)	市長 保険年金課
	488			部分開示 (2, 6号)	市長 土木管理課
	489			部分開示 (2号)	市長 土木管理課
331	490	2023年 12月8日	2022年度(令和4年度)以降の告示に関する起案	開示	教育委員会 教育総務課
	491			開示	教育委員会 施設課
332	492	2023年 12月8日	2022年度(令和4年度)以降の告示に関する起案	部分開示 (2号)	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局
333	493	2023年 12月8日	2022年度(令和4年度)以降の告示に関する起案	部分開示 (2, 3号)	監査委員 監査事務局
334	494	2023年 12月8日	2022年度(令和4年度)以降の告示に関する起案	不存在	公平委員会 公平委員会事務局
335	495	2023年 12月8日	2022年度(令和4年度)以降の告示に関する起案	開示	農業委員会 農業委員会事務局

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
336	496	2023年 12月8日	2022年度(令和4年度)以降の告示に関する起案	不存在	固定資産評価審査委員会 固定資産評価審査委員会 事務局
337	497	2023年 12月8日	2022年度(令和4年度)以降の告示に関する起案	開示	上下水道事業管理者 財務経営課
	498			開示	上下水道事業管理者 上下水道計画課
	499			部分開示 (2,3号)	上下水道事業管理者 お客さまサービス課
338	500	2023年 12月8日	2022年度(令和4年度)以降の告示に関する起案	開示	病院事業管理者 管理課
	501			開示	病院事業管理者 医事課
339	502	2023年 12月8日	2022年度(令和4年度)以降の告示に関する起案	開示	議会 庶務課
340	503	2023年 12月8日	2022年度(令和4年度)以降の告示に関する起案	不存在	地方独立行政法人 福山市立大学事務局
341	504	2023年 12月11日	金入り設計書	開示	市長 松永建設産業課
342 ※	505	2023年 12月11日	福山市が管理する地域の大气污染防治法に基づき煤煙発煙施設を有している工場の名称及び住所	取下げ	市長 環境保全課
343	506	2023年 12月12日	公印の使用に係る起案	開示	教育委員会 教育総務課
344	507	2023年 12月12日	公印の使用に係る起案	開示	市長 総務課
345	508	2023年 12月12日	福山庁舎内の案内表記に係る起案	部分開示 (3号)	市長 総務課
346 ※	509	2023年 12月12日	福山市の新職員研修における研修資料	取下げ	市長 人材育成課
347	510	2023年 12月12日	住居表示台帳の写し	部分開示 (2号)	市長 市民課
348	511	2023年 12月13日	金入り設計書	開示	市長 港湾河川課
349	512	2023年 12月14日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
350	513	2023年 12月16日	飲食店営業許可に関する公文書ほか	部分開示 (2,3号)	市長 生活衛生課
	514			不存在	市長 廃棄物対策課
351 ※	515	2023年 12月16日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
352 ※	516	2023年 12月18日	スケートボードに関する苦情	部分開示 (2号)	市長 スポーツ振興課
	517			部分開示 (2号)	市長 公園緑地課
353	518	2023年 12月20日	水呑三新田土地区画整理事業地内の備後圏都 市計画用途地域の変更図書	部分開示 (2, 3, 6号)	市長 都市計画課
354	519	2023年 12月20日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
355 ※	520	2023年 12月25日	金入り設計書	取下げ	市長 神辺建設産業課 道路整備課 北部建設産業課 港湾河川課 福山道路・幹線道路課
356 ※	521	2023年 12月25日	金入り設計書	取下げ	市長 公園緑地課
357 ※	522	2023年 12月25日	金入り設計書	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
358	523	2023年 12月25日	福山市の要介護認定適正化事業業務分析デー タ及び要介護認定・要支援認定にかかる福山 市の事務処理手順が判るマニュアル等の文書	開示	市長 介護保険課
359	524	2023年 12月27日	金入り設計書	開示	市長 福山道路・幹線道路課
360	525	2023年 12月27日	水呑三新田土地区画整理事業の本換地指定に 関する文書	部分開示 (2, 3, 6号)	市長 都市計画課
361	526	2023年 12月28日	福山市土地改良区からの定款、変更書類に係 る文書	部分開示 (2, 3号)	市長 農林整備課
362 ※	527	2023年 12月30日	福山市役所が部落差別事案を認知した場合の 文書ほか	不存在	市長 多様性社会推進課
	528			部分開示 (2, 4, 6号)	市長 多様性社会推進課
363 ※	529	2024年 1月4日	福山市立大学の新学部設置検討委員会の会議 資料及び議事録	部分開示 (5号)	地方独立行政法人 福山市立大学事務局
364	530	2024年 1月5日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等件数	決定等件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
365 ※	531	2024年 1月9日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
	532			開示	市長 道路整備課
	533			開示	市長 北部建設産業課
	534			開示	市長 港湾河川課
	535			開示	市長 福山道路・幹線道路課
366 ※	536	2024年 1月9日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
367 ※	537	2024年 1月9日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
368	538	2024年 1月9日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
369	539	2024年 1月10日	住居表示新築届一覧及び台帳	部分開示 (2号)	市長 市民課
370 ※	540	2024年 1月11日	生活保護法の規定により指定を受けた医療扶助のための医療を担当する機関の一覧	取下げ	市長 生活福祉課
371	541	2024年 1月15日	金入り設計書	開示	市長 港湾河川課
372 ※	542	2024年 1月15日	金入り設計書	開示	市長 保育施設課
373	543	2024年 1月16日	金入り設計書	開示	市長 港湾河川課
374 ※	544	2024年 1月17日	若者・くらしの悩み相談課の土日相談に対する苦情記録	部分開示 (2, 6号)	市長 若者・くらしの悩み相談課
375 ※	545	2024年 1月18日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
376	546	2024年 1月18日	水呑三新田土地区画整理事業に関する資料	部分開示 (2, 3, 6号)	市長 都市計画課
	547			部分開示 (2, 3, 6号)	市長 都市計画課
377	548	2024年 1月22日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
378	549	2024年 1月23日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
379	550	2024年 1月23日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
380	551	2024年 1月23日	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による解体等の届出書	部分開示 (2号)	市長 建築指導課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
381 ※	552	2024年 1月24日	金入り設計書	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
382 ※	553	2024年 1月24日	金入り設計書	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
383	554	2024年 1月25日	水呑三新田区画整理事業の協議書ほか	部分開示 (2, 3, 6号)	市長 都市計画課
	555			不存在	市長 都市計画課
384 ※	556	2024年 1月26日	金入り設計書	開示	市長 設備課
	557			開示	市長 道路整備課
385 ※	558	2024年 1月26日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
386 ※	559	2024年 1月26日	2019年～2023年の路線価図	開示	市長 資産税課
387	560	2024年 1月26日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
	561			開示	市長 設備課
388 ※	562	2024年 1月29日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
389 ※	563	2024年 1月29日	金入り設計書	開示	市長 設備課
	564			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	565			開示	市長 環境施設課
390 ※	566	2024年 1月30日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
391 ※	567	2024年 1月30日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
392	568	2024年 1月31日	福山市が福山労働基準監督署から広島地方検 察庁福山支部に送検された事実ほか	部分開示 (2,3号)	市長 人事課
	569			開示	市長 産業振興課
	570			部分開示 (3号)	市長 福祉総務課
	571			部分開示 (3号)	市長 新市支所
	572			部分開示 (2,3号)	市長 沼隈支所
	573			部分開示 (3号)	市長 沼隈建設産業課
	574			部分開示 (3号)	市長 松永市民サービス課
	575			部分開示 (3号)	市長 北部市民サービス課
	576			部分開示 (2,3号)	市長 東部市民サービス課
	577			部分開示 (3号)	市長 神辺市民サービス課
	393 ※			578	2024年 1月31日
579		開示	市長 神辺建設産業課		
580		開示	市長 農林整備課		
581		開示	市長 港湾河川課		
582		開示	市長 公園緑地課		
394 ※	583	2024年 1月31日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
395	584	2024年 1月31日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
396 ※	585	2024年 1月31日	公募型プロポーザルに関する書類	不開示 (3,6号)	市長 資産活用課
397	586	2024年 2月1日	金入り設計書	開示	市長 設備課
	587			開示	市長 保育施設課
398 ※	588	2024年 2月1日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
399	589	2024年 2月2日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
400	590	2024年 2月2日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
401	591	2024年 2月2日	調停に関する書類	部分開示 (2, 3, 6号)	市長 都市計画課
	592			部分開示 (2, 3, 6号)	市長 都市計画課
402	593	2024年 2月2日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
403 ※	594	2024年 2月3日	自己申告制度の手続きの規定、実施手引書及び実施状況	開示	市長 人事課
	595			不開示 (2号)	市長 人事課
404	596	2024年 2月5日	公募型プロポーザルに関する書類	不開示 (3, 6号)	市長 資産活用課
405	597	2024年 2月6日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
406	598	2024年 2月6日	福山市職員が行政財産を職員の駐車場と利用している文書ほか	開示	市長 総務課
	599			不存在	市長 人事課
	600			部分開示 (2号)	市長 神辺市民サービス課
	601			開示	病院事業管理者 管理課
407 ※	602	2024年 2月8日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
408	603	2024年 2月8日	福山市が是正の報告書を福山労働基準監督署に提出したことがわかる書類	開示	市長 人事課
409	604	2024年 2月9日	調停に関する書類	部分開示 (2, 3, 6号)	市長 都市計画課
	605			部分開示 (2, 3, 6号)	市長 都市計画課
410 ※	606	2024年 2月10日	ホロコースト記念館への公金支出に関する公文書	不存在	教育委員会 教育総務課
411 ※	607	2024年 2月13日	若者・くらしの悩み相談課の土日相談に関する資料ほか	不存在	市長 若者・くらしの悩み相談課
412	608	2024年 2月13日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
	609			開示	市長 営繕課
413	610	2024年 2月13日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等件数	決定等件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
414 ※	611	2024年 2月15日	多様性推進課の所掌事務がわかる公文書及び 人権行政事務の具体的内容がわかる公文書	開示	市長 多様性社会推進課
	612		多様性社会推進課の特定団体への補助金交付 に係る公文書ほか	部分開示 (3号)	市長 多様性社会推進課
	613			開示	市長 多様性社会推進課
415 ※	614	2024年 2月15日	是正報告書を専決者のみで決裁した根拠	開示	市長 人事課
	615			不存在	市長 人事課
416 ※	616	2024年 2月15日	福山地方雇用対策協議会に関する文書	不存在	市長 産業振興課
417	617	2024年 2月19日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
418	618	2024年 2月21日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
419	619	2024年 2月22日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
420 ※	620	2024年 2月23日	特定団体に関する文書	不存在	市長 情報管理課
	621			存否応答拒否	市長 情報管理課
421 ※	622	2024年 2月23日	特定団体への公金支出に関する文書ほか	部分開示 (2,3号)	市長 多様性社会推進課
	623			不存在	市長 多様性社会推進課
422 ※	624	2024年 2月23日	福山市が定義するヘイトスピーチの文書ほか	不存在	市長 多様性社会推進課
423	625	2024年 2月26日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
424 ※	626	2024年 2月27日	金入り設計書	開示	市長 松永建設産業課
	627			開示	市長 神辺建設産業課
	628			開示	市長 道路整備課
	629			開示	市長 沼隈建設産業課
	630			開示	市長 公園緑地課
425 ※	631	2024年 2月29日	臨時的任用職員及び会計年度任用職員に対して、 労働条件通知書を交付しなかった件数の わかるもの	不存在	市長 人事課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
426 ※	632	2024年 2月29日	福山市が福山労働基準監督署からは正勧告を受けたことについて、監査を行わない理由がわかるもの	不存在	監査委員 監査事務局
427 ※	633	2024年 2月29日	福山市が福山労働基準監督署からは正勧告を受けたことについて、公平委員会が対応しない理由がわかるもの	不存在	公平委員会 公平委員会事務局
428 ※	634	2024年 2月29日	懲戒処分の規定がわかるもの	開示	市長 人事課
	635			不存在	市長 人事課
429 ※	636	2024年 2月29日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	637			開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	638			開示	市長 公園緑地課
	639			開示	市長 沼隈建設産業課
	640			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	641			開示	市長 松永建設産業課
	642			開示	市長 北部建設産業課
430 ※	643	2024年 2月29日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
431	644	2024年 3月1日	金入り設計書	開示	教育委員会 施設課
	645	2024年 3月1日		開示	市長 設備課
	646	2024年 3月1日		開示	市長 保育施設課
432 ※	647	2024年 3月1日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
433 ※	648	2024年 3月1日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
434	649	2024年 3月1日	道路の計画平面図	開示	市長 福山道路・幹線道路課
435	650	2024年 3月1日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
436	651	2024年 3月1日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
437	652	2024年 3月7日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
438	653	2024年 3月8日	道路の断面図等	開示	市長 福山道路・幹線道路課
439	654	2024年 3月12日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
440 ※	655	2024年 3月12日	金入り設計書	開示	市長 北部建設産業課
	656			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	657			開示	市長 道路整備課
	658			開示	市長 松永建設産業課
441	659	2024年 3月13日	公募型プロポーザルに関する書類	取下げ	市長 総務課
442 ※	660	2024年 3月13日	福山市下水道事業用二次製品単価	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
443	661	2024年 3月13日	金入り設計書	開示	市長 港湾河川課
444 ※	662	2024年 3月14日	「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」 追悼記念式典に福山市が関与した公文書及び 支出した公金の額がわかる公文書	部分開示 (2,6号)	市長 多様性社会推進課
	663			不存在	市長 多様性社会推進課
445	664	2024年 3月14日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
446	665	2024年 3月14日	金入り設計書	開示	市長 神辺建設産業課
447	666	2024年 3月14日	金入り設計書	開示	市長 港湾河川課
448	667	2024年 3月14日	金入り設計書	開示	市長 北部建設産業課
449	668	2024年 3月15日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
450	669	2024年 3月15日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
451	670	2024年 3月15日	福山市職員の人事評価に関する規程について の一部改正の起案ほか	開示	市長 総務課
	671			開示	市長 人材育成課
	672			不存在	市長 人材育成課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
452 ※	673	2024年 3月18日	公立高校入試の自己表現の点数	不存在	教育委員会 学びづくり課
453 ※	674	2024年 3月19日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
454	675	2024年 3月21日	特定団体が設置した給湯器に関するもの	部分開示 (2, 3, 5, 6号)	市長 環境保全課
	676			不存在	市長 環境保全課
455	677	2024年 3月21日	住居番号設定整理簿	部分開示 (2号)	市長 市民課
456	678	2024年 3月21日	多治米ショッピングモールに関する大規模小 売店舗届出書類	部分開示 (2, 3号)	市長 産業振興課
457	679	2024年 3月22日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
458	680	2024年 3月25日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
459	681	2024年 3月26日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
460	682	2024年 3月27日	金入り設計書	開示	市長 福山道路・幹線道路課
461 ※	683	2024年 3月28日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	684			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	685			開示	市長 北部建設産業課
462 ※	686	2024年 3月28日	金入り設計書	開示	市長 公園緑地課
463 ※	687	2024年 3月28日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
464 ※	688	2024年 3月28日	金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
465 ※	689	2024年 3月28日	都市計画道路の工事平面図	開示	市長 福山道路・幹線道路課
466	690	2024年 3月29日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
	691			開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
467	692	2024年 3月29日	金入り設計書	開示	市長 道路整備課
468 ○	693	2024年 3月29日	福山市が売り渡した土地の契約書等	部分開示 (2号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等 理由)	実施機関 事務担当課
469 ※	694	2024年 3月31日	タカオスケートパーク福山及びスケートボードについて寄せられた個人及び団体の意見の記録	部分開示 (2号)	市長 スポーツ振興課
	695			部分開示 (2号)	市長 公園緑地課

- ・請求等件数の※は電子申請、○は申出です。
- ・2023年度（令和5年度）の電子申請は193件、申出は10件です。

## 2 福山市情報公開審査会の運営状況

### (1) 福山市情報公開審査会

審査会は、公文書の開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合に、実施機関の諮問に応じて審査するために設置されたものです。

行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、実施機関は明らかに不適法であることを理由として却下するとき又は審査請求の全部を認容するときを除き、遅滞なく審査会に諮問し、裁決をしなければなりません。

2023年度（令和5年度）は、審査請求が9件ありましたが、そのうち6件は原処分妥当との答申を得て請求を棄却し、2件については取り消すべきとの答申を得ており、もう1件は調査中です。

### (2) 福山市情報公開審査会の開催状況

開催年月日	内容
2023年(令和5年)7月3日	・若者・くらしの悩み相談課に提出された審査請求の審議
2023年(令和5年)8月7日	・若者・くらしの悩み相談課の答申案の審議 ・若者・くらしの悩み相談課に提出された審査請求の審議 ・資産税課に提出された審査請求の審議
2023年(令和5年)9月29日	・教育総務課に提出された審査請求の審議 ・学事課に提出された審査請求の審議 ・若者・くらしの悩み相談課の答申案の審議 ・資産税課の答申案の審議
2023年(令和5年)11月2日	・教育総務課の答申案の審議 ・学事課の答申案の審議
2023年(令和5年)12月22日	・学事課の答申案の審議
2024年(令和6年)2月2日	・多様性社会推進課に提出された審査請求の審議
2024年(令和6年)3月25日	・多様性社会推進課の答申案の審議

### (3) 審査請求等の状況

	年月日	案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
1	申立 諮問 答申 決定 1995.6.5 1995.6.20 1995.12.19 1996.1.16	政策調整会議における審議経過等についての拒否決定	市長	一部を除き公開すべき(答申第1号)	一部変更	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
2	申立 諮問 答申 決定	1996. 7. 23 1996. 7. 31 1997. 3. 25 1997. 3. 27	(仮称)多治米南 土地区画整理事 業B調査(前半) 報告書について の一部承諾決定	市長	原処分妥当 (答申第2号)	棄却	
3	申立 諮問 取下げ	1999. 10. 1 1999. 10. 5 1999. 11. 16	道路台帳平面図 についての一部 承諾決定	市長			是正措置を 講じたため
4	申立 諮問 答申 決定	1999. 11. 26 1999. 11. 30 2000. 5. 8 2000. 5. 22	市長、助役、収 入役、東京事務 所長の交際費(相 手方明記)につい ての一部承諾決 定	市長	原処分妥当 (答申第3号)	棄却	
5	申立 諮問 答申 決定	1999. 12. 2 1999. 12. 8 2000. 5. 8 2000. 5. 22	市長、助役、収 入役、東京事務 所長の公務関係 の交際費支出に ついての一部承 諾決定	市長			
6	申立 諮問 取下げ	2000. 3. 1 2000. 3. 2 2000. 6. 28	福山道路・西環 状線環境評価準 備書に係る市長 意見についての一 部承諾決定	市長			2000. 6. 19 対 象公文書の 公開
7	申立 諮問 取下げ	2000. 3. 1 2000. 3. 2 2001. 3. 5	福山道路・西環 状線環境評価準 備書に関する県 からの意見の概 要と福山道路の 見解書について の一部承諾決定	市長			2001. 1. 17 対 象公文書の 公開
8	申立 諮問 答申 決定	2001. 4. 24 2001. 4. 26 2001. 9. 6 2001. 9. 17	教職員の行政処 分に関する公文 書についての一 部承諾決定	教育委員会	一部を除き 公開すべき (答申第4号)	一部変 更	
9	申立 却下	2007. 4. 19 2007. 5. 25	建築計画概要書 についての公文 書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
10	申立 諮問 取下げ	2008. 5. 16 2008. 6. 5 2008. 7. 22	福山駅前広場整 備に伴う福山城 外堀遺構の取扱 いに関する国と の協議内容につ いての公文書部 分開示決定	教育委員会			2008. 7. 22 対象公文書 の開示

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
11	申立 諮問 答申 決定	2008. 5. 23 2008. 6. 10 2008. 10. 10 2008. 10. 20	芦田町ほ場整備 事業に関する公 文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第5号)	棄却	
12	申立 取下げ	2008. 5. 23 2008. 5. 26	ほ場整備区域内 で施工された市 道の用地買収に 関する公文書部 分開示決定	市長			不要な情報 まで開示し たとの申立 て
13	申立 諮問 答申 決定	2009. 6. 3 2009. 6. 22 2009. 10. 2 2009. 10. 13	平成 19 年 8 月吉 日に提出された 「事前指導申請 について(依頼)」 の開示された書 類の未開示部分 に関する公文書 不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第6号)	棄却	
14	申立 諮問 答申 決定	2010. 1. 28 2010. 2. 23 2010. 8. 26 2010. 9. 21	鞆に関する伝建・ 重文等に関わる 文化庁及び広島 県と協議した報 告文書及び資料 に関する公文書 部分開示決定	教育委員会	不 開 示 部 分 の 一 部 を 除 き 妥 当 (答申第7号)	一部変 更	
15	申立 諮問 答申 決定	2010. 5. 24 2010. 7. 22 2011. 4. 15 2011. 5. 9	同道地区ほ場整 備工事の法的根 拠、このほ場整備 工事による(B/C) に関する公文書 不存在決定	市長	公文書不存 在決定の 取り消し (答申第9号)	決定の 取り消 し	
16	申立 諮問 答申 決定	2010. 8. 30 2010. 9. 14 2011. 2. 24 2011. 3. 10	北部建設産業課 内の人事異動に 伴う事務引継書 に関する公文書 不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第8号)	棄却	
17	申立 決定	2012. 5. 10 2012. 7. 6	・ 広島県大学図 書館協議会総会 への出席(復命) に関する部分開 示決定 ・ 同協議会に福 山市立大学附属 図書館が加盟し た資料と同協議 会協議会より入 手した資料	市長		開示等	2012. 7. 6 開示決定等 の取消し及 び対象文書 の開示

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
18	申立 決定	2012. 7. 2 2012. 12. 25	平成 17 年 6 月定 例市議会で執行 後報告された「市 立〇〇中学校に おいての体罰行 為に対する損害 賠償」を不開示と した決定	市長		開示等	2012. 12. 25 部分開示決 定を追加し て決定
19	申立 決定	2012. 7. 10 2012. 11. 12	台風の前で福山 市東深津町地内 における崖崩れ が起きた箇所を 危険な区域とし て、建設政策課が 保有する資料を 不開示とした決 定	市長		開示	2012. 11. 12 対象文書の 全部開示
20	申立 諮問 答申 決定	2012. 7. 10 2012. 10. 4 2013. 1. 16 2013. 1. 29	台風の前で福山 市東深津町地内 における崖崩れ が起きた箇所で、 以前の土砂災害 を含めた資料に 関する公文書不 存在決定	市長	原処分妥当 (答申第10号)	棄却	
21	申立 決定	2012. 7. 25 2012. 12. 25	平成 4 年 3 月定例 市議会において 執行後報告され た「遠足中の児童 の負傷事故 1 件」 を不開示とした 決定	市長		開示等	2012. 12. 25 部分開示決 定を追加し て決定
	申立 諮問 答申 決定	2012. 7. 25 2012. 12. 25 2013. 4. 24 2013. 5. 9	平成 16 年 5 月臨 時市議会におい て、執行後報告 された交通事故の 記載等に関する 対象文書の部分 開示決定等	市長	原処分妥当 (答申第11号)	棄却	
22	申立 諮問 答申 決定	2013. 4. 24 2013. 5. 22 2014. 3. 27 2014. 6. 30	保健部総務課が 行った診療所立 入検査関係書に ついての部分開 示決定	市長	一部開示す べき (答申第12号)	一部変 更	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
23	申立 却下	2013. 5. 13 2013. 5. 27	〇〇さんと〇〇 さんの保育所入 所手続に関する 書面についての 公文書存否応答 拒否決定	市長		却下	
24	申立 決定	2013. 10. 29 2013. 12. 9	路上放置自転車 に関する公文書 についての公文 書不存在決定	市長		部分開 示	2013. 12. 9 不 存 在 決 定 を 取 消 し 対 象 文 書 の 部 分 開 示 決 定
25	申立 諮問 取下げ	2013. 12. 5 2014. 1. 31 2014. 3. 7	福山市内の小学 2 年生と小学 5 年 生の少女誘拐事 件の資料の公文 書部分開示決定	教育委員会			
26	申立 諮問 答申 決定	2014. 1. 10 2014. 2. 7 2014. 8. 25 2014. 9. 26	生活保護費支給 に関する書類の 公文書不開示決 定	市長	原処分妥当 (答申第13号)	棄却	
27	申立 諮問 答申 決定	2014. 1. 16 2014. 2. 7 2014. 8. 25 2014. 9. 26	生活保護費支給 に関する書類の 公文書不開示決 定	市長	原処分妥当 (答申第14号)	棄却	
28	申立 取下げ	2014. 3. 6 2014. 3. 7	福山市ホームペ ージに関する公 文書不存在決定	市長			
29	申立 決定	2014. 8. 7 2014. 10. 1	財務関係書類に 関する公文書部 分開示決定	市長		原決定 の一部 変更	
30	申立 諮問 答申 決定	2014. 8. 11 2014. 9. 16 2015. 2. 20 2015. 4. 30	定期監査関係書 類に関する公文 書部分開示決定	教育委員会	一部開示 すべき (答申第15号)	原決定 の一部 変更	
31	申立 決定	2014. 8. 28 2014. 12. 24	出納員収納事務 に関する公文書 部分開示決定	市長		原決定 の一部 変更	
	申立 諮問 取下げ	2014. 8. 28 2014. 12. 24 2015. 1. 21	出納員収納事務 に関する公文書 不存在決定	市長			

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
	申立 決定	2014. 9. 2 2014. 10. 28					
32	申立 決定	2014. 9. 2 2014. 10. 28	出納員収納事務 に関する公文書 部分開示決定	市長		原決定 の一部 変更	
	申立 決定	2014. 9. 2 2014. 10. 28	出納員収納事務 に関する不 存在決定	市長		開示	
33	申立 取下げ	2014. 9. 3 2014. 9. 9	高額医療費申請 書に関する公文 書部分開示決定	市長			
34	申立 決定	2014. 9. 3	出納員収納事務 に関する部分開 示決定	市長		原決定 の一部 変更	
35	申立 決定	2014. 9. 12 2014. 10. 28	OCR 納付書、OCR 領収書、原符、 及び現金取扱領 収証書に関する 公文書部分開示 決定	市長		原決定 の一部 変更	
36	申立 決定	2014. 9. 30 2014. 10. 29	出納員収納事務 に関する公文書 部分開示決定	市長		原決定 の一部 変更	
37	申立 諮問 取下げ	2014. 10. 1 2015. 1. 6 2015. 1. 21	現金出納状況報 告書と OCR 納付 書と OCR 領収証 書に関する公文 書不 存在決定	市長			
38	申立 諮問 答申 決定	2014. 11. 4 2014. 12. 4 2015. 9. 18 2015. 12. 2	福山市商業施設 の委託事業者を 選定するプロポ ーザルの提案書 に関する部分開 示決定	市長	一部開示 すべき (答申第 16 号)	原決定 の一部 変更	
39	申立 裁決	2014. 11. 19 2017. 9. 8	定期監査関係書 類に関する公文 書部分開示決定	市長		開示	
40	申立 決定	2014. 11. 21 2014. 12. 22	配水管布設工事 書類に関する公 文書部分開示決 定	上下水道 事業管理 者		原決定 の一部 変更	
41	申立 裁決	2014. 12. 2 2017. 9. 8	定期監査関係書 類に関する公文 書部分開示決定	市長		開示	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
	申立 決定	年月日					
42	申立 決定	2014.12.22 2015.1.8	定期監査関係書類に関する公文書部分開示決定	市長		原決定 の一部 変更	
43	申立 諮問 答申 裁決	2015.1.21 2018.3.13 2018.9.27 2018.10.12	出納員収納事務に関する公文書不 存在決定	市長	原処分妥当 (答申第22号)	棄却	
44	申立 諮問 答申 裁決	2015.2.20 2018.1.12 2018.5.24 2018.6.28	地籍図面に関する公文書不 存在決定	市長	原処分妥当 (答申第20号)	棄却	
45	申立 諮問 答申 裁決	2015.3.24 2018.5.15 2019.1.24 2019.2.8	滞納整理簿の公文書不 開示決定	市長	原処分妥当 (答申第23号)	原決定 の一部 変更	
46	申立 取下げ	2015.6.9 2015.6.24	前渡金出納簿に関する公文書不 存在決定	市長			
47	申立 取下げ	2015.6.10 2015.7.8	前渡金出納簿に関する公文書不 存在決定	市長			
48	申立 諮問 答申 裁決	2015.7.1 2018.5.15 2019.1.24 2019.2.8	滞納整理簿に関する公文書不 開示決定	市長	原処分妥当 (答申第23号)	原決定 の一部 変更	
49	申立 諮問 裁決	2015.8.11 2017.10.20 2017.11.14	財務関係簿冊に関する公文書部 分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
50	申立 決定	2015.8.26 2015.9.27	法人名に関する公文書部分開 示決定	市長		原決定 の一部 変更	
51	申立 諮問 答申 裁決	2015.9.8 2018.3.13 2018.9.27 2018.10.12	現金取扱領収書に関する公文書 不 存在決定	市長	原処分妥当 (答申第22号)	棄却	
52	申立 取下げ	2015.9.14 2016.9.21	納付書に関する公文書部分開 示 決定	上下水道 事業管理 者			
53	申立 補正 裁決	2015.9.15 2017.10.4 2017.10.25	支払明細に関する公文書部分開 示 決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
54	申立 決定	2015.9.29 2015.10.28	領収済通知書に関する公文書部 分 開示決定	市長		原決定 の一部 変更	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
55	申立 裁決	2015.12.11 2017.11.1	申請書に関する 公文書不存在決 定	市長		開示	
56	申立 取下げ	2016.5.2 2016.6.6	現金取扱員に関 する公文書部分 開示決定	市長			
57	申立 諮問 答申 裁決	2016.5.25 2018.3.13 2018.5.24 2018.6.21	生活保護手帳に 関する公文書不 存在決定	市長	原処分妥当 (答申第21号)	棄却	
58	請求 裁決	2016.7.7 2017.9.22	税・税外収入整 理表に関する公 文書不存在決定	市長		開示	
59	請求 補正 裁決	2016.7.21 2017.8.31 2017.9.27	工事書類に関す る公文書部分開 示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
60	請求 諮問 答申 裁決	2016.9.15 2017.10.19 2018.2.15 2018.6.8	法人名に関する 公文書部分開示 決定	上下水道 事業管理 者	原処分妥当 (答申第19号)	棄却	
61	請求 補正 裁決	2016.9.16 2017.12.5 2017.12.27	法人名、金額に 関する公文書部 分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
62	請求 諮問 答申 裁決	2016.9.21 2017.10.13 2017.11.20 2018.1.22	領収書に関する 公文書部分開示 決定	農業委員会	原処分妥当 (答申第17号)	棄却	
63	請求 裁決	2016.10.19 2017.12.27	業務委託実施設 計書に関する公 文書部分開示決 定	教育委員会		開示	
64	請求 諮問 答申 裁決	2017.1.13 2017.10.19 2018.2.15 2018.6.8	個人名、法人名 に関する公文書 部分開示決定	上下水道 事業管理 者	原処分妥当 (答申第19号)	棄却	
65	請求 補正 裁決	2017.1.27 2017.9.8 2017.10.11	個人名、法人情 報に関する公文 書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
66	請求 補正 裁決	2017.1.30 2017.9.8 2017.10.2	法人情報に関す る公文書部分開 示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
67	請求 補正 裁決	2017.3.2 2017.9.8 2017.10.2	設計書に関する 公文書部分開示 決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
68	請求 諮問 答申 裁決	2017. 3. 8 2017. 10. 17 2017. 12. 21 2018. 1. 23	起案作成時の第 1次判断に關す る公文書部分開 示決定	選挙管理 委員会	原処分妥当 (答申第18号)	棄却	
69	請求 補正 裁決	2017. 4. 21 2018. 3. 1 2018. 3. 20	起案作成時の第 1次判断に關す る公文書部分開 示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
70	請求 補正 裁決	2017. 4. 24 2017. 12. 22 2018. 2. 16	原本と写しの不 開示部分の相違	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
71	請求 補正 裁決	2017. 5. 11 2017. 11. 14 2017. 11. 29	再振込依頼書に 關する公文書不 存在決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
72	請求 補正 裁決	2017. 5. 12 2018. 3. 1 2018. 3. 20	個人名に關する 公文書部分開示 決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
73	請求 補正 裁決	2017. 5. 16 2017. 12. 5 2017. 12. 27	個人名、法人情 報に關する公文 書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
74	請求 補正 裁決	2017. 5. 18 2017. 11. 14 2017. 12. 6	法人名に關する 公文書部分開示 決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
75	請求 諮問 答申 裁決	2018. 6. 15 2018. 8. 17 2019. 4. 25 2019. 6. 6	医療事故報告に 關する公文書不 開示決定	病院事業 管理者	一部開示 すべき (答申第24号)	部分開 示	
76	請求 却下	2019. 9. 27 2019. 10. 30	消防組合に關す る公文書開示請 求拒否決定	市長		却下	審査請求の 期限を超過
77	請求 諮問 答申 裁決	2020. 1. 6 2020. 2. 18 2020. 8. 5 2020. 8. 19	地域防災計画に 關する公文書部 分開示決定	市長	開示すべき (答申第25号)	開示	
78	請求 決定 裁決	2020. 2. 17 2020. 2. 27 2020. 6. 11	話し合いの資料 に關する公文書 不存在決定	教育委員会		取消し て部分 開示 却下	補正にも取 下げにも応 じなかつた ため
79	請求 補正 裁決	2020. 2. 17 2020. 3. 2 2020. 6. 11	アンケートに關 する公文書不開 示決定	教育委員会		却下	必要な補正 がなされな かったため
80	請求 補正 裁決	2020. 3. 2 2020. 4. 8 2020. 7. 10	話し合いの資料 に關する公文書 不存在決定を取 消して部分開示 決定	教育委員会		却下	必要な補正 がなされな かったため

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
81	請求 補正 諮問 答申 裁決	2020.12.14 2021.1.4 2021.3.25 2021.6.28 2021.7.14	不法占用に關する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第27号)	棄却	
82	請求 諮問 答申 裁決	2020.12.18 2021.3.4 2021.6.28 2021.7.14	公開質問状に対する回答の決裁に關する公文書不開示決定	教育委員会	取り消すべき (答申第26号)	取り消して不存在及び部分開示決定	
83	請求 裁決	2021.1.4 2021.1.14	公函に關する公文書部分開示決定	市長		認容して開示	「旧図」の開示
84	請求 裁決	2021.1.26 2021.3.2	「旧図」の開示を求める審査請求を認容して開示	市長		却下	裁決に対し審査請求できないため
85	請求 諮問 答申 裁決	2021.3.10 2021.4.2 2021.12.21 2022.2.14	パワハラ疑義事案の報告書に關する公文書部分開示決定	市長	取り消すべき (答申第28号)	取り消して部分開示決定	
86	請求 補正 諮問 答申 裁決	2021.4.2 2021.4.16 2021.7.14 2021.12.21 2022.1.7	農地転用及び和解の仲介の記録に關する公文書部分開示決定	農業委員会	原処分妥当 (答申第29号)	棄却	
87	請求 補正 裁決	2021.4.14 2021.4.30 2021.5.21	運営状況報告書に關する公文書不開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
88	請求 諮問 答申 裁決	2021.6.22 2021.7.14 2021.12.21 2022.1.14	農地法第18条第6項の規定による通知書に關する公文書部分開示決定	農業委員会	原処分妥当 (答申第30号)	棄却	
89	請求 諮問 諮問の 取下げ 裁決	2021.9.13 2021.11.15 2021.12.6 2021.12.6	判決書に關する部分開示決定	固定資産 評価審査 委員会		認容して部分開示決定	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁 決内容	備考
	請求 裁決						
90	請求 裁決	2022.9.16 2022.10.14	空室改修工事一 式に関する公文 書部分開示決定	市長		認容し て開示	
91	請求 諮問 答申 裁決	2022.9.21 2022.12.1 2023.3.8 2023.3.27	寄附金の受納等 に関する公文書 開示決定及び公 文書部分開示決 定	市長	原処分妥当 (答申第31号)	棄却	
	請求 諮問 答申 裁決	2022.9.21 2022.12.1 2023.3.8 2023.3.27	寄附金の受納等 に関する公文書 部分開示決定	教育委員会	原処分妥当 (答申第32号)	棄却	
92	請求 諮問 答申 裁決	2023.4.5 2023.5.23 2023.8.7 2023.8.28	業務実施報告に 関する公文書部 分開示決定	市長	原処分妥当 (答申第33号)	棄却	
93	請求 諮問 答申 裁決	2023.5.8 2023.7.6 2023.9.29 2023.10.10	相談対応への意 見に係る記録書 類に関する公文 書存否応答拒否 決定	市長	原処分妥当 (答申第34号)	棄却	
94	請求 諮問 答申 裁決	2023.6.2 2023.7.13 2023.9.29 2023.10.27	地番図(地籍図) 及び路線価図に 関する公文書不 存在等決定	市長	原処分妥当 (答申第35号)	棄却	
95	請求 諮問 答申 裁決	2023.6.13 2023.8.24 2023.11.2 2023.11.16	団体の公教育へ の関与に関する 公文書不存在決 定	教育委員会	原処分妥当 (答申第36号)	棄却	
96	請求 諮問 答申 裁決	2023.6.29 2023.8.25 2023.12.22 2024.1.11	職員の懲戒処分 等に関する公文 書不開示決定	教育委員会	原処分妥当 (答申第37号)	棄却	
97	請求 諮問 答申 裁決	2023.6.29 2023.8.25 2023.12.22 2024.1.11	職員の懲戒処分 等に関する公文 書部分開示決定	教育委員会	原処分妥当 (答申第38号)	棄却	
98	請求 諮問 答申	2023.10.26 2023.12.20 2024.3.25	事業報告書の確 認に関する公文 書不存在決定	市長	取り消すべ き (答申第39号)		
99	請求 諮問 答申	2023.11.15 2024.1.9 2024.3.25	審議会委員に関 する公文書部分 開示決定	市長	取り消すべ き (答申第40号)		
100	請求	2024.3.25	法人の提出書類 に関する公文書 存否応答拒否決 定	市長			調査中

(4) 福山市情報公開審査会委員

2024年（令和6年）3月31日現在

役 職	名 前	職 名 等
会 長	はぎ た けい すけ 萩 田 啓 祐	弁護士
副 会 長	おり はし よう すけ 折 橋 洋 介	広島大学教授
	こ ぼやし ひろ こ 小 林 広 子	税理士
	まつ おか りよう 松 岡 諒	弁護士
	やま さき よし あき 山 崎 義 明	弁護士

任期：2023年（令和5年）7月1日～2025年（令和7年）6月30日

(5) 福山市情報公開審査会答申

答 申 第 3 3 号  
2023年（令和5年）8月7日

福山市長 枝広 直幹 様  
（若者・くらしの悩み相談課）

福山市情報公開審査会  
会長 萩 田 啓 祐

公文書部分開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第21条第4項に基づく、2023年（令和5年）5月23日付け福若第78号での諮問について、別紙のとおり答申します。



## (2) 審査請求の理由

本件処分は、相談員の氏名について、個人に関する情報であるという理由で不開示とした。

しかし、相談員が行う業務は、福山市の公務であり、条例第6条第1項第2号の個人とは、私人のことであり、相談員のような公人ではない。

相談員の公務は、平日は福山市の公務員が行っており、市民にとっては、曜日に関係なく、公務には変わらないものであり、公務員であるか否かにより当該公務の責任の重さが変わることはない。

そのため、相談員の氏名は、条例第6条第1項第2号エの地方公務員の「職務の遂行」に係る当該公務員「等」の氏名として開示すべきである。

実施機関は、この公務員等とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員であると主張しているが、同条の規定は、地方公務員法が他の法令や条例などと抵触するときは、地方公務員法の規定が優先すると定めているだけであり、同法の規定に触れなければ、公務に従事する者を民法上の雇用契約で雇用したり、外部委託に従事させることまでもを否定していない。

よって、地方公共団体の公務に従事しているものは、全て地方公務員であり、公務に対する責任の重さは変わらないため、公務に従事する相談員の氏名は開示すべきである。

## 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

### (1) 本件対象公文書及び条例第6条第1項第2号該当性について

本件開示請求を受けて、本件対象公文書を特定し、本件処分を行った。

本件対象公文書については部分開示決定としており、不開示情報の部分は、相談員の名前で、その理由はいずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであることから、本号に該当する。

なお、本件対象公文書のうち、法人代表者の印影については、条例第6条第1項第3号に該当するものとして、不開示としているが、本件審査請求では開示を求められていない。

### (2) 本件審査請求書の理由について

審査請求人は、審査請求の理由において、「当該相談員が行っている業務は、「福山市の公務で」あり、当該相談員の氏名は条例第6条第1項第2号エの「地方公務員の「職務の遂行」に係る当該公務員「等」の氏名として開示すべきである」としている。

本件対象公文書に係る相談員は、本市と[ ]との[ ]事業に係る業務委託契約により、同法人の従業者が相談業務を行っているものであるため、条例第6条第1項第2号アからエまでのいずれ

にも該当しないため、「公務員等」に当たらず、同号の不開示情報の例外として開示の対象となるものではない。

(3) 審査会の質疑に対する回答及び主張

ア 福山市は [ ] との間で、 [ ] 事業の業務委託契約を締結しており、 [ ] 業務を委託している。

イ [ ] 事業は、平日は福山市の公務員が行っており、土日の業務を委託している。

ウ 業務実施報告書は、月単位で作成し、日にちごとに相談員の名前、勤務時間が記載されている。

5 審査会の判断

本件対象公文書における不開示情報の部分は、 [ ] の従業者である相談員の名前であり、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであることから、条例第6条第1項第2号に該当する。

この点、審査請求人は反論書において、雇用形態、勤務形態、所属機関等に関係なく、地方公共団体の「公務」に従事しているものは、全て地方公務員であり、同号エの「公務員等」に当たるため、不開示情報の例外として開示されるべき旨主張している。しかしながら、同号エの公務員等に該当する地方公務員とは、地方公務員法第2条に規定する地方公務員をいい、地方公共団体のすべての公務員をいうと定義されている。そして、 [ ] が地方公共団体ではないことは明白であることから、当該法人の従業者である相談員は公務員等に該当しない。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2023年(令和5年)5月23日	諮問書の受理
2023年(令和5年)7月3日	第1回審査会(実施機関の意見陳述及び質疑)
2023年(令和5年)8月7日	第2回審査会(答申の検討等)

7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	萩 田 啓 祐	弁 護 士
副会長	折 橋 洋 介	広島大学教授
	小 林 広 子	税理士
	松 岡 諒	弁 護 士
	山 崎 義 明	弁 護 士

答 申 第 3 4 号  
2023年（令和5年）9月29日

福山市長 枝広 直幹 様  
（若者・くらしの悩み相談課）

福山市情報公開審査会  
会長 萩 田 啓 祐

公文書存否応答拒否決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第21条第4項に基づく、2023年（令和5年）7月6日付け福若第157号での諮問について、別紙のとおり答申します。



求める。

## (2) 審査請求の理由

条例第6条第1項第2号に該当するとあるが、ここでいう「特定の個人」とは誰のことか全く不明瞭である。そもそも審査請求人は、特定の個人情報の開示を求めている。

また、条例第6条第1項第3号に該当すると認められる場合としては、多様な活動実態のありようが想定され、いかなる事実関係がある場合に当該規定に該当することになるかはその記載から一義的に明確であるとはいえず、その内容は抽象的であるが、実施機関は存否応答拒否の理由として同号をそのまま引用しており、理由の提示が不十分であることから、福山市行政手続条例（平成9年条例第1号）第8条第1項に違反しており、本件処分は取り消されるべきである。

また、条例第6条第1項第3号ただし書において、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」は不開示情報ではなく、存否応答拒否をした公文書は、DV被害者の保護のために公にすることが必要である情報であるため、同号ただし書の存在を看過しており、違法かつ不当である。

## 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

### (1) 本件処分の理由について

本件開示請求を受けて、次のような検討を行い、本件処分を行った。

本件開示請求の内容は、

の相談対応に問題があることを

が に意見した

ことを前提にしており、実施機関が開示等の決定を行うことにより、このような意見があったか否かが判明することとなる。

この主体が個人と法人のいずれを指しているか、本件開示請求の理由からはどちらにも解釈することが可能であるため、いずれの場合も検討する。なお、審査請求人は「特定の個人」の情報の開示を求めている旨主張するが、そのように限定的に解釈することはできなかった。

まず、個人を指している場合については、条例第6条第1項第2号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当することは明らかである。

次に、法人を指している場合についてであるが、他の法人の問題を指摘し、又は問題を指摘されるということが、公の場でなされた事実がなく、当事者も公表を想定しているとはいえない中で、「当該事実を公にしても団体の競争上の利益又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれることがない。」と判断

することは到底できず、条例第6条第1項第3号に該当すると解される。

そのため、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条第1項第2号又は第3号の不開示情報を開示することとなるため、本件処分を行うことが妥当である。

(2) 本件審査請求書の理由について

審査請求人は、福山市行政手続条例第8条第1項の違反及び処分の取消しを主張しているが、実施機関は、本件開示請求において個人又は法人を特定した上で、その関係する文書の開示を求められていることから、4(1)の判断に至ったのであり、そのことは公文書存否応答拒否通知書に記載しているとおりであり、同項に違反するものではなく、本件処分を取り消すべき理由もない。

また、実施機関は、条例第6条第1項第3号ただし書が適用される事実は存在しないと認識しているが、本件処分の性質上、具体的に弁明することは困難であるため、福山市情報公開審査会に事実関係を審理して、判断してもらうことが適切と考える。

(3) 審査会の質疑に対する回答及び主張

ア 仮に誰かが福山市に対して意見を述べるために書面を提出した場合には、提出された書面等の一定の記録は残るものである。

イ 特定の個人を識別することができるという主張に関しては、[ ] さんだけでなく、[ ] さんの個人情報も明らかになるという趣旨である。

## 5 審査会の判断

本件開示請求の内容は、[ ] の相談対応に問題があることを [ ] が [ ] に意見したことを前提にしており、実施機関が開示等の決定を行うことにより、このような意見があったか否かが判明することとなる。

審査請求人は、本件審査請求書において、本件開示請求が特定の個人情報の開示を求める趣旨ではない旨主張しているが、本件開示請求の内容には、[ ] 及び [ ] に関する案件であることが具体的に記載されている以上、2人の個人に関する情報に触れることなく、本件開示請求に係る公文書を特定することはできないものである。

したがって、本件開示請求については、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人による意見があったか否かという条例第6条第1項第2号の不開示情報を開示することとなるため、同条第2項の規定により本件処分を行うことが妥当である。

なお、実施機関及び審査請求人は、それぞれ条例第6条第1項第3号ただし書について主張を行っているが、このことは、上記のとおり同項第2号の規定により本件処分が妥当であるという結論に影響を及ぼすものではない。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2023年（令和5年）7月 6日	諮問書の受理
2023年（令和5年）8月 7日	第1回審査会（実施機関の意見陳述及び質疑）
2023年（令和5年）9月29日	第2回審査会（答申の検討等）

## 7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	萩 田 啓 祐	弁護士
副会長	折 橋 洋 介	広島大学教授
	小 林 広 子	税理士
	松 岡 諒	弁護士
	山 崎 義 明	弁護士

答 申 第 3 5 号  
2023年(令和5年)9月29日

福山市長 枝広 直幹 様  
( 資 産 税 課 )

福山市情報公開審査会  
会長 萩 田 啓 祐

公文書不存在等決定に対する審査請求に係る諮問について(答申)

福山市情報公開条例(平成14年条例第2号)第21条第4項に基づく、2023年(令和5年)7月13日付け福資税第720号での諮問について、別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書について、公文書不存在等とした福山市長（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求の経過

#### (1) 2023年（令和5年）3月30日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、「福山市、市内全域にかかるとる地番図（地籍図）及び路線価図の shape file 形式でのご提供。直近のデータで構いません。」を内容とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### (2) 2023年（令和5年）4月14日

実施機関は、本件開示請求のうち「路線価図の shape file」について開示決定をし、公文書開示決定通知書を送付するとともに、「地番図及び地籍図の shape file」について、条例第26条の規定により、他の制度による手続が別に定められており、その定めによるものとして、本件処分を行い、公文書不存在等通知書を送付した。

#### (3) 2023年（令和5年）6月2日

審査請求人は、本件処分を不服とする審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）を提出した。

#### (4) 2023年（令和5年）6月30日

実施機関は、弁明書を送付した。

#### (5) 2023年（令和5年）7月12日

審査請求人は、弁明書に対する反論書を提出した。

#### (6) 2023年（令和5年）7月13日

実施機関は、諮問書を送付した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が本件審査請求書及び反論書に記載した主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

地番図（地籍図）の電子データでの提供に係る本件処分について審査を求める。

## (2) 審査請求の理由

本件開示請求に対する通知の表題が「公文書不存在等通知書」となっているが、「保有等をしていない理由」として、手数料条例により手続が定められているためとされている。また、地番図（地籍図）を電子データとして保有していないような表題となっているが、実施機関が保有していることは分かっている。

実施機関は、電子データでの提供ができない理由として、条例第2条第4項を挙げ、その上で福山市手数料条例（平成12年条例第9号）第2条第184号の2の規定を根拠としている。しかし、条例第2条第4項では、電子的記録情報は条例の対象とされているが、福山市手数料条例では地番図及び地籍図に係る電子的記録情報の公開手数料についての定めはなく、福山市手数料条例を援用し、情報公開の対象とすることはできない。

また、福山市手数料条例第2条第184号の2は「『固定資産税に関する』地籍図又は地番図の写しの交付」と規定しているが、審査請求人が求めているものは、単なる地籍図又は地番図の写しであるため、同号の適用対象ではない。

なお、福山市手数料条例自体が、現状の情報通信技術の発展を反映しておらず、当該条例を理由に提供をしないということについては、違和感がある。

## (3) 反論書の主張の要旨

実施機関は、保有しているものは、地方税法（昭和25年法律第266号）第380条第3項及び福山市税条例（昭和41年条例第89号）第64条に規定する地籍図及び地番図であり、法務局備え付けの公図等を基に、固定資産税の土地評価に活用するために合成作図したものであり、これ以上のものの保有はないとしているが、審査請求人が求めているのは合成作図する前の地図情報である。地図の作成を受託している会社に照会したところ、実施機関が保有する地番図データから課税情報を取り除くことは技術的に容易であるとのことである。

また、福山市固定資産税に関する公簿等の閲覧及び写しの交付に係る事務取扱要綱は、市長が定める事務マニュアルに過ぎない。

なお、国を挙げて行政のデジタル化を推進している状況において、現状の情報通信技術を想定していない条例を根拠に、電子媒体での提供はできないとするには違和感を覚える。

## 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

### (1) 本件処分の理由について

本件開示請求を受けて、実施機関は、条例第26条の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手続が別に定められており、福山市手数料条例第2条第184号の2の規定により、固定資産税に関する地籍図又は地番図の写しの交付は、1筆につき300円の手数料を徴収して写し

の交付を行っていることから、他の制度による手続が定められており、条例の適用がないと判断し、本件処分を行った。

(2) 本件審査請求書の理由について

審査請求人は、情報公開請求に対する通知が、「公文書不存在等通知」となっており、福山市手数料条例により手続が定められていることを公文書を保有していない理由としているが、実施機関が情報を保有していることは分かっており、地番図（地籍図）を電子データとして保有していないという当該通知は、虚偽の疑いがあると主張している。

この点、実施機関は、地番図（地籍図）データを保有していないという意味ではなく、上記4（1）の理由のとおり本件処分を行ったものであり、公文書不存在等通知書の表題は、不存在の場合を含めた様式となっているため公文書不存在「等」通知書となっているのであって、公文書が不存在である場合に限った決定に用いる様式ではない。

また、実施機関は、条例第2条第4項を本件処分の理由としていない。

最後に、審査請求人は、福山市手数料条例第2条第184号の2に規定する『固定資産税に関する』地籍図又は地番図の写しの交付」ではなく、単なる地籍図又は地番図の写しを求めていると主張しているが、実施機関が保有するのは、地方税法第380条第3項及び福山市税条例第64条に規定する地籍図及び地番図であって、法務局備え付けの公図等を基に、固定資産税の土地評価に活用するために合成作図したものであり、これ以外のものは保有していない。

そのため、審査請求人が、単なる地籍図又は地番図の写しを開示請求した場合は、実施機関が保有する固定資産税に関する地籍図又は地番図の写しがこれに該当する。仮に、固定資産税に関する地籍図又は地番図は、開示請求の趣旨と合致しないというのであれば、当該公文書は不存在であり、開示できないという結論に変わりはない。

なお、福山市固定資産税に関する公簿等の閲覧及び写しの交付に係る事務取扱要綱第3条第2項により、「公簿等が電磁的記録に記録されている場合において、当該記録された公簿等の閲覧及び写しの交付をするときは、電磁的記録に記録されている公簿等を書面に出力した上で行う。」とされている。

(3) 審査会の質疑に対する回答及び主張

ア 測量に基づいてできている図面を地籍図、測量に基づいていない図面を含めた地図を地番図と呼んでいる。

イ 地籍図及び地番図は、福山市手数料条例で定められているため、1筆300円で書面により写しの交付を行う。

ウ 地籍図及び地番図の写しを交付するときは、書面で出力する際に、課税情報が完全に除かれる。地籍図及び地番図の shapefile 形式の電子データはあるが、すぐに出るものではなく、一旦作業をかけて課税情報を除く必要があるため、電子データ形式で提供することはない。

エ 路線価図の shapefile 形式の電子データは、ホームページにも掲載しており、shapefile 形式の電子データの提供もしているため、2023年（令和5

年) 4月14日に公文書開示決定通知書を送付した。

オ 実施機関が、全国の中核市、広島県内の市町並びに岡山県笠岡市及び井原市に照会をしたところ、地籍図及び地番図の電子データをオープンデータ化している自治体は、84自治体中9自治体であった。また、電子データの提供をしている自治体は84自治体中3自治体であった。

カ 地籍図及び地番図の電子データでの提供については、課税者のために作られたという趣旨、課税者以外に無条件に提供をすることができるか、提供をする体制を構築するためにかかる時間、費用等を踏まえて、将来的に検討を行う必要があるかと考えている。

## 5 審査会の判断

### (1) 審査請求人の主張

審査請求人は、開示請求の対象として、実施機関が主張する、法務局備え付けの公図等を基に、固定資産税の土地評価に活用するために合成作図した地籍図及び地番図ではなく、合成作図をする前の地図情報が存在しているとして、単なる地番図又は地籍図の電子データの開示を求める旨の主張を行っている。

### (2) 事実関係

この点に関して、審査会は次の事実を確認した。

- ・ 地籍図及び地番図のshapefile形式の電子データは存在するものの、実施機関が保有する当該地籍図及び地番図は、地方税法第380条第3項及び福山市税条例第64条に規定する地籍図及び地番図であって、固定資産税の土地評価に活用するために作成されたものであり、既に課税情報が掲載された電子データとなっている。
- ・ 当該地籍図及び地番図の写しを書面で出力する際には、自動的に課税情報が取り除かれる。
- ・ 当該地籍図及び地番図の電子データから、同様に課税情報を取り除くためには、当該電子データを取り込んでいるシステムを運用している事業者に依頼し、別途作業を行う必要がある。

### (3) 本件開示請求に係る判断

上記(2)によれば、実施機関が保有する地籍図及び地番図は、地方税法第380条第3項及び福山市税条例第64条に規定する固定資産税の土地評価に活用するために作成された地籍図及び地番図であり、これ以外のものの保有は認められない。そうすると、審査請求人が「地籍図又は地番図」の開示を求めるときは、実施機関は、条例第26条及び福山市手数料条例第2条第184号の2の規定に基づき、1筆につき300円の手数料を徴収して交付を行っている固定資産税に関する地籍図又は地番図の写しを交付することになる。

この点、審査請求人が飽くまで紙ではなく電子データでの提供を希望している場合においても、実施機関が、条例第26条の規定により、当該公文書に関しては

別に交付の手續が定められているものとして、開示することができないとする主張に不合理な点は存しない。なぜならば、対象公文書の交付方法を指定することにより、本来実施機関が想定している交付方法（本件であれば1筆300円の手数料を徴収して紙を出力して行う交付）を免れ得るのであれば、条例第26条及び福山市手数料条例を定めた趣旨に反する結果となるからである。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 6 付言

実施機関の調べによれば、地籍図及び地番図の電子データをオープンデータ化又は提供する自治体はまだ少ないところであるが、行政のデジタル化を推し進めて行く観点からも、手数料収入、設備投資額の増等の費用対効果も踏まえて、今後の検討を期待することを申し添える。

## 7 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2023年（令和5年）7月13日	諮問書の受理
2023年（令和5年）8月 7日	第1回審査会（実施機関の意見陳述及び質疑）
2023年（令和5年）9月29日	第2回審査会（答申の検討等）

## 8 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	萩 田 啓 祐	弁護士
副会長	折 橋 洋 介	広島大学教授
	小 林 広 子	税理士
	松 岡 諒	弁護士
	山 崎 義 明	弁護士

答 申 第 3 6 号  
2023年（令和5年）11月2日

福山市教育委員会  
教育長 三好 雅章 様  
（ 教 育 総 務 課 ）

福山市情報公開審査会  
会長 萩 田 啓 祐

公文書不存在等決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第21条第4項に基づく、2023年（令和5年）8月24日付け福教総第535号での諮問について、別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書について、公文書不存在等とした福山市教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求の経過

(1) 2023年（令和5年）5月18日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第10条の規定に基づき、「                    」の福山市の公教育への関与を示した公文書一切」を内容とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 2023年（令和5年）5月31日

実施機関は、本件処分を行い、公文書不存在等通知書を送付した。

(3) 2023年（令和5年）6月13日

審査請求人は、本件処分を不服とする審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）を提出した。

(4) 2023年（令和5年）8月2日

実施機関は、弁明書を送付した。

(5) 2023年（令和5年）8月14日

審査請求人は、反論書を提出した。

(6) 2023年（令和5年）8月24日

実施機関は、諮問書を送付した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が本件審査請求書及び反論書に記載した主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関は本件処分を取り消し、不存在とした公文書を開示するよう求める。

(2) 審査請求の理由

実施機関は、本件開示請求に関し、作成し、又は取得していないとして本件処分を行ったが、広島県の公教育への                    の介入は、1999年3月の週刊誌「週刊新潮」の記事（以下「週刊誌記事」という。）のとおり、公知の事実

である。そのため、[ ]の教育介入に関する公文書一切の開示を求める。

(3) 反論書の主張の要旨

実施機関は、弁明書において、[ ]の関与を示す公文書は存在しなかったと主張しているが、インターネット記事では、[ ]による福山市の公教育への介入が取り上げられている。これによると、当時の福山市教育長などが処分を受けているとあるが、実施機関は、このインターネットの情報は全てデマというのか。このインターネットの情報は、全部又は一部でもデマはあるか。仮にデマがあるなら、どの箇所がデマなのか具体的に指摘するよう釈明を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件処分の理由について

本件開示請求を受けて、次のような検討を行い、本件処分を行った。

本件開示請求の内容は、「[ ]の福山市の公教育への関与を示した公文書一切」となっているところ、実施機関の公文書上、「[ ]の福山市の公教育への関与を示した公文書」を示す文書は存在していないため、本件処分を行うことが妥当である。

(2) 本件審査請求書の理由について

審査請求人は、証拠として週刊誌記事を示し、広島県の公教育への[ ]の介入は公知の事実である旨の主張をしている。[ ]の「公教育への関与」について、審査請求人は、週刊誌が報道した内容が事実であるとして、実施機関に「[ ]が公教育に関与している事実」を示す公文書の開示請求をしているものである。

そこで、公教育に関する文書ファイルを点検したところ、[ ]の関与を示す公文書は存在しなかった。

(3) 審査会の質疑に対する回答及び主張

ア 本件開示請求に関して、「関与」は、実施機関の意思決定に介入するものと捉えた。この意味での関与をした文書は、ない。

イ 要望書や意見書は、多くの団体から提出されることが考えられる。様々な団体からの要望や意見を聞き、実施機関として主体的に検討した上で、必要であれば施策に反映することは、行政としてあるものである。要望書や意見書の提出をもって関与とはいえない。

ウ 仮に、要望書や意見書が提出された場合は、10年保存ではないかと思われる。

エ 仮に、[ ]が公教育に関与している事実を示す公文書が保存されているとしたら、必ずしもとはいえないが、5年又は10年保存とするのではな

いかと考える。

オ 合併前の神辺町等,旧町の公文書についても,福山市の文書として引継ぎを受け,管理をしている。

カ 「                    の福山市の公教育への関与を示した公文書」について,今回の請求では,本市で行う学校教育に係る文書を確認した。教育内容や人権関係の教育内容について,関連が深いと思われる文書を確認したが,                    の関与を示すものはなかった。

キ 公教育に係る文書ファイルについて,週刊誌記事の時期である1999年頃に限らず,現に保有している公文書に係る文書ファイル全体を点検した。

ク 反論書において,当時の教育長が処分を受けている旨の主張があるが,1998年(平成10年)の文部省からの是正指導を受け,当時の福山市教育委員会教育長らが処分されたことについての公文書(30年保存の教育委員会会議の資料)は存在している。しかし,この是正指導に関して,                    が公教育への関与を示した記載等はない。

ケ 反論書において求釈明と題してインターネット記事の情報にデマが含まれているのか,実施機関に回答をするよう求めているが,このことは,そもそも公文書開示請求とは何ら関係のないものであるため,特段回答をする必要はないと考える。

## 5 審査会の判断

まず,本件開示請求の内容は,「福山市の公教育への関与を示した公文書一切」であるが,審査請求書の主張から判断するところ,関与とは,公教育への                    の介入を意味するものと思われる。

以上を前提に本件開示請求に係る対象公文書の存否について検討すると,2023年(令和5年)9月29日に実施した意見陳述の場において,当審査会のした,仮に対象となる文書が保存されているとしたら何年保存するかという質問に対して,実施機関による,必ずしもとはいえないが,5年か10年が想定されるという説明及び30年保存となっている教育委員会会議の文書を点検したが                    が公教育に介入したことを指し示す文書がなかったという説明には,特段不合理な点はないものと考えられる。

そして,審査請求人が特に問題視していると解される年代も併せて考慮すると,実施機関の対象公文書が存在しないという決定を積極的に否定すべき事情は存しないというべきである。

以上により,冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 6 付言

本件開示請求の内容については、上記5のとおり解釈することが自然であると判断したが、なお開示請求人の請求の趣旨と実施機関の理解とで齟齬がある可能性は否定できない。本件開示請求のように範囲が広範かつ曖昧な場合は、実施機関において、審査請求人に対して、請求の範囲及び公文書の特定を促すことも考慮すべきであったことを申し添える。

## 7 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2023年(令和5年) 8月24日	諮問書の受理
2023年(令和5年) 9月29日	第1回審査会(実施機関の意見陳述及び質疑)
2023年(令和5年) 11月 2日	第2回審査会(答申の検討等)

## 8 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	萩 田 啓 祐	弁護士
副会長	折 橋 洋 介	広島大学教授
	小 林 広 子	税理士
	松 岡 諒	弁護士
	山 崎 義 明	弁護士

答 申 第 3 7 号  
2023年（令和5年）12月22日

福山市教育委員会  
教育長 三好 雅章 様  
( 学 事 課 )

福山市情報公開審査会  
会長 萩 田 啓 祐

公文書不開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第21条第4項に基づく、2023年（令和5年）8月25日付け福教学事第447号での諮問について、別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書について、公文書不開示とした福山市教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求の経過

#### (1) 2023年（令和5年）3月3日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、「福山市立小学校の職員が児童に「地球から消えて」「顔も見たくない」などと暴言を弄するなどして当該児童を不登校に至らしめた事案等（昨年度までの当該職員の言動についての事案を含む。）に関し、当該職員の懲戒処分等（矯正措置・職務上の注意等一切を含む。）に関する検討・意思決定に関する公文書（最終的な決裁文書に限らず、一切を含む。）の一切。なお、写しの交付はCD-Rによるものとする。」を内容とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### (2) 2023年（令和5年）4月3日

実施機関は、「県からの通知を含む、当該職員の処分等に係る文書」を対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）と特定して本件処分を行い、公文書不開示決定通知書を送付した。

また、「福山市立小学校教諭の不適切な言動について（報告）」等、別途公文書部分開示決定をした。

#### (3) 2023年（令和5年）6月29日

審査請求人は、本件処分を不服とする審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）を提出した。

#### (4) 2023年（令和5年）8月1日

実施機関は、弁明書を送付した。

#### (5) 2023年（令和5年）8月25日

審査請求人から反論書の提出が期日までになかったため、実施機関は、条例第21条第4項の規定に基づき、福山市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が本件審査請求書に記載した主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

実施機関は本件処分を取り消すよう求める。

#### (2) 審査請求の理由

本件対象公文書の全部が不開示情報であることはあり得ず、不開示情報に該当するのはその一部であり、本件処分は違法又は不当である。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件処分の理由について

本件開示請求を受けて、次のような検討を行い、本件処分を行った。

県費負担教職員の懲戒処分の検討及び決定は、任命権者である広島県教育委員会が行い、その公表に関しては、懲戒処分の公表基準に基づき行われる。懲戒処分等を含む人事管理に係る事務に関する情報は、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第6条第1項第6号エに規定する不開示情報に当たるものであり、また、本件開示請求に至った事案（以下「本事案」という。）については、広島県の「懲戒処分の公表基準について」及び福山市の「職員の懲戒処分公表基準」（以下「県及び市の公表基準」という。）の公表対象に該当しないため、本件処分を行うことが妥当である。

#### (2) 本件審査請求書の理由について

審査請求人の主張に関し、事実関係を確認すると、本事案に関しては、実施機関が聞き取り等を行い、本事案に係る福山市立小学校職員（以下「本件職員」という。）の懲戒処分権限を持つ広島県教育委員会に対して報告を行った。その後、広島県教育委員会において、当該報告を踏まえた対応が決定され、実施機関に対して通知があったものであるが、当該広島県教育委員会の決定が、県及び市の公表基準の公表対象に該当しないため、人事管理に係る事務に関するものとして、条例第6条第1項第6号エの規定により、不開示とすべき内容となっている。

そして、本件対象公文書について、部分開示ではなく全部不開示とした理由であるが、本件対象公文書を部分開示とすると、本件職員に対し、どのような対応がなされたかが判別可能であるため、本件処分を行ったものである。

#### (3) 審査会の質疑に対する回答及び主張

ア 県及び市の公表基準は、懲戒処分を科した場合に、報道等を含め、不特定多数に公表する際の基準である。

イ 本件職員は、福山市の職員ではなく、広島県の職員であるため、広島県教育

委員会が処分を決定する。

ウ 本事案は、県及び市の公表基準の公表対象に該当しないため、本件職員への処分の有無については公表されていない。

## 5 審査会の判断

本件審査請求は、不開示とした本件処分に対するものであり、本件対象公文書は公開されていないが、審査会のインカメラ手続により実施機関から対象公文書が提出されたことを踏まえて審査を行った。

審査会において本件対象公文書を点検したところ、本件対象公文書に記載されている事項は、本件職員に対する人事上の対応に関するものであることから、公にすることにより人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（条例第6条第1項第6号エの不開示情報）と判断できるものであった。

なお、本件対象公文書のうち、不開示情報を除いて開示することに関しても、開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離することは困難であると認められた（条例第7条第1項）。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2023年(令和5年) 8月25日	諮問書の受理
2023年(令和5年) 9月29日	第1回審査会(実施機関の意見陳述及び質疑)
2023年(令和5年) 11月 2日	第2回審査会(答申の検討等)
2023年(令和5年) 12月22日	第3回審査会(答申の検討等)

7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	萩 田 啓 祐	弁 護 士
副 会 長	折 橋 洋 介	広島大学教授
	小 林 広 子	税 理 士
	松 岡 諒	弁 護 士
	山 崎 義 明	弁 護 士

答 申 第 3 8 号  
2023年（令和5年）12月22日

福山市教育委員会  
教育長 三好 雅章 様  
( 学 事 課 )

福山市情報公開審査会  
会長 萩 田 啓 祐

公文書部分開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第21条第4項に基づく、2023年（令和5年）8月25日付け福教学事第447号の2での諮問について、別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書について、公文書部分開示とした福山市教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求の経過

#### (1) 2023年（令和5年）3月3日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、「福山市立小学校の職員が児童に「地球から消えて」「顔も見たくない」などと暴言を弄するなどして当該児童を不登校に至らしめた事案等（昨年度までの当該職員の言動についての事案を含む。）に関し、当該職員の懲戒処分等（矯正措置・職務上の注意等一切を含む。）に関する検討・意思決定に関する公文書（最終的な決裁文書に限らず、一切を含む。）の一切。なお、写しの交付はCD-Rによるものとする。」を内容とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### (2) 2023年（令和5年）4月3日

実施機関は、次の文書を対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）と特定して本件処分を行い、公文書部分開示決定通知書を送付した。

- ・福山市立小学校教諭の不適切な言動について（報告）
- ・本事案に係る聞き取り等の状況
- ・福山市立小学校長報告書
- ・福山市立小学校教諭顛末書

なお、本件処分に当たっては、不開示部分を黒塗りした紙による公文書の写しを送付した。

また、「県からの通知を含む、当該職員の処分等に係る文書」について、別途公文書不開示決定をした。

#### (3) 2023年（令和5年）6月29日

審査請求人は、本件処分を不服とする審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）を提出した。

#### (4) 2023年（令和5年）8月1日

実施機関は、弁明書を送付した。

#### (5) 2023年（令和5年）8月25日

審査請求人から反論書の提出が期日までになかったため、実施機関は、条例第21条第4項の規定に基づき、福山市情報公開審査会（以下「審査会」という。）

に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が本件審査請求書に記載した主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

実施機関は本件処分を取り消すよう求める。

#### (2) 審査請求の理由

顛末書の内容等については、個人の人格と密接に関わる情報であるが、それによって個人が識別できないとしても、公にすることによりなお個人の権利利益を侵害するものである理由が示されておらず、不開示情報に該当しないため、本件処分は違法又は不当である。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件処分の理由について

本件開示請求を受けて、次のような検討を行い、本件処分を行った。

本件対象公文書のうち、不開示情報となっている部分は、当事者の名前、所属学校名、その内容である。

当事者の名前、所属学校名等は、条例第6条第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。また、本件対象公文書の内容については、特定の個人を識別する情報がなくとも、多くの関係者にとって特定の個人が識別できるものに当たる。さらに、顛末書の内容等は、個人の人格と密接に関わる情報であり、仮に個人が識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するものに当たる。

また、実施機関は、本件開示請求に至った事案（以下「本事案」という。）が発生したことにより、本事案の関係者に対して事実確認を行った上で本件対象公文書を作成しているが、当該関係者の供述等の内容については、これを公にしないことを前提に、当該関係者へ聴取を行っているものであり、これを開示することになると、関係者が供述を委縮する等により事実関係の確認が困難となり、本件対象公文書は、条例第6条第1項第6号に規定する実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものに当たる。

#### (2) 本件審査請求書の理由について

条例第6条第1項第2号の不開示情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1項と同じ規定となっており、当該法律の解釈が参考になる。同法の逐条解説によれば、「たとえば、カルテや

反省文のように、個人の人格と密接に関係する情報については、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切でない」ものであり、「個人識別性がない場合であっても、開示することにはならない。」としている。また、「神戸地判平成22・9・14判例集不掲載は、加害教員の反省または謝罪は、加害教員個人の人格に密接に結びつくものであり、反省文や謝罪文ではなく、あくまでも当該体罰についてその報告に必要な程度において記載された情報であるとしても、個人識別性がなくても個人の権利利益を害するおそれがある情報である」としている。

当該公文書についても、顛末書等といった教員の心情等を記載した文書については、教員個人の人格と密接に結びつくものであり、個人識別性がなくても個人の権利利益を侵害するおそれがある情報である。

なお、公文書部分開示決定通知書及び上記4(1)のとおり、事案の性質上多くの関係者にとって個人が識別できるという点及び公にしないことを前提に供述等を求めており、開示することで事務の適正な遂行に支障を及ぼすという点もあるため、いずれにしても本件処分において不開示とした情報は開示することができないことを念のため申し添える。

### (3) 審査会の質疑に対する回答及び主張

ア 学校名、校長名等を開示しない理由は、学校名が特定されると、被害児童が特定されるだけでなく、その関係者が特定されかねないからである。

イ 本事案に係る福山市立小学校職員（以下「本件職員」という。）は、福山市の職員ではなく、広島県の職員であるため、広島県教育委員会が処分を決定する。

## 5 審査会の判断

本件審査請求は、部分開示とした本件処分に対するものであり、本件対象公文書の不開示部分は公開されていないが、審査会のインカメラ手続により実施機関から対象公文書が提出されたことを踏まえて審査を行った。

審査会において本件対象公文書を点検したところ、本件対象公文書は、本件職員の懲戒処分権限を持つ広島県教育委員会に対して報告を行うために、実施機関により作成し、又は取得されたものであり、本件職員に対する人事上の対応に関するものであった。

そして、本件処分は、本件対象公文書の記載事項のうち報道等により公になっている事実など、開示して差し支えないと判断された部分について極力開示するように決定を行っていることが認められ、一方で、不開示とした部分は、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（条例第6条第1項第6号エの不開示情報）があり、開示することが適切でないと判断できるものであった。

なお、実施機関は、条例第6条第1項第6号のみならず同項第2号にも該当する

旨の決定を行っているが、審査会の判断は上記のとおりであることから、同号の該当性について判断する必要はない。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2023年(令和5年) 8月25日	諮問書の受理
2023年(令和5年) 9月29日	第1回審査会(実施機関の意見陳述及び質疑)
2023年(令和5年) 11月 2日	第2回審査会(答申の検討等)
2023年(令和5年) 12月22日	第3回審査会(答申の検討等)

## 7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	萩 田 啓 祐	弁護士
副会長	折 橋 洋 介	広島大学教授
	小 林 広 子	税理士
	松 岡 諒	弁護士
	山 崎 義 明	弁護士

答 申 第 3 9 号  
2024年（令和6年）3月25日

福山市長 枝広 直幹 様  
（多様性社会推進課）

福山市情報公開審査会  
会長 萩 田 啓 祐

公文書不存在等決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第21条第4項に基づく、2023年（令和5年）12月20日付け福多第523号での諮問について、別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書について、公文書不存在等とした福山市長（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）については、これを取り消し、改めて開示等決定を行うべきである。

### 2 審査請求の経過

#### (1) 2023年（令和5年）10月12日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第10条の規定に基づき、

人権事業推進補助金交付要綱に基づき支給された2022年度（令和4年度）の補助金について、（以下「団体」という。）に出向き、団体の「事業報告書の研修等の内容、支払いの事実を確認したことについて、

- 1 この調査を行った職員の氏名がわかるもの
- 2 この調査が行われた日時がわかるもの
- 3 事業報告書の研修等の内容、支払いの事実の確認方法が分かるもの
- 4 前項の確認をしたことを示す証拠一切
- 5 この調査の計画がわかるもの」

を内容とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### (2) 2023年（令和5年）10月23日

実施機関は、本件処分を行い、公文書不存在等通知書を送付した。

#### (3) 2023年（令和5年）10月26日

審査請求人は、本件処分を不服とする審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）を提出した。

#### (4) 2023年（令和5年）11月22日

実施機関は、弁明書を送付した。

#### (5) 2023年（令和5年）12月4日

審査請求人は、弁明書に対する反論書を提出した。

#### (6) 2023年（令和5年）12月20日

実施機関は、福山市情報公開審査会（以下「審査会」という。）へ諮問書を送付した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が本件審査請求書及び反論書に記載した主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、存在しないとされた公文書の開示を求める。

#### (2) 審査請求の理由

団体には、「毎年200万円もの補助金が不当に交付されて」おり、実施機関は、団体に出向き「上述の交付金が適正に処理されていることを確認しているとしている」が、「交付された補助金は、福山市民の税金である。補助金交付が適正だったのか、そして、補助金が適正に処理されていたのかを福山市民は目で見える形で知る権利がある。」実施機関は、「補助金の使用について審査・実地調査を行ったと主張しているが、そもそもそのような調査等を行った証拠がないのであれば、そのような審査・実地調査を行った事実自体がないと言わざるを得ない」ため、審査・実地調査を行った「証拠を呈示すべきである。」

#### (3) 反論書の主張の要旨

弁明書には、団体から「提出された事業報告書の内容を審査したところ、提出された書類だけでは補助金交付対象の事務事業として適切か否かを確実に把握することができず」とあり、団体が「補助金を適正に使用していたか否か自体、「疑義」があることを」実施機関は認識しており、「これについて調査したとしているが、その調査結果を裏付ける書類を一切作成していないという。これはすなわち」団体が公金を私的に費消「していたから、その証拠を作成できないものである。」今後も実施機関が、団体が公金を私的に費消することを「黙認するのなら、審査請求人は、毎年」団体への「補助金交付に対する住民監査請求の申し立てを行い続ける予定で」あり、実施機関は「住民監査請求をされたくなかったら、今すぐに上述の調査の報告書を作成して、これを審査請求人に開示すべきである。」

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件処分の理由について

本件開示請求を受けて、次のような検討を行い、本件処分を行った。

実施機関は、「補助金交付事務については、一般的な事務の流れとして事業報告書の提出があった後、審査・実地審査を行うことになっている。請求の内容に係る事業に関して、個別具体の計画・確認方法を定めたものや、調査を実施したことの復命書について、実施機関において作成していない」とし、本件処分を行った。

(2) 本件人権推進事業に係る補助金交付事務について

実施機関は、「本件人権推進事業に係る補助金交付事務については、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「補助金交付規則」という。）及び人権推進事業補助金交付要綱に基づき事務処理を行って」おり、「市の補助金交付事務に共通する処理として、補助事業者は、補助事業が完了した後に事業報告書を提出することとされており（補助金交付規則第11条）、市長は、提出された事業報告書の内容を審査し、必要に応じて実地において調査を行うこととしている（補助金交付規則第12条）」と弁明をした。

本件の経緯については、団体「から提出された事業報告書の内容を審査したところ、提出された書類だけでは補助金交付対象の事務事業として適切か否かを確実に把握することができず、実地において調査する必要があると判断した。」その後、団体と調整の上、複数の職員で、団体の事務所に出向いた。その際、実施機関は、提出された事業報告書の内容を、団体が「保有する資料を突合し、1件ずつ実施主体や研修等の内容、支払いの事実を確認した。これらの事務処理を経た上で、当該事業報告書の受理を行った。」

文書が残っていない理由として、「実地調査の要否の判断、どの職員が調査を行うかなどは、提出された事業報告書を基に市民局まちづくり推進部多様性社会推進課の課長及び担当職員が都度口頭で協議して決めたものであり、当該協議記録を文書で残すことはしていない」ためであり、「調査の実施方法についても、基本的に事業報告書に記載されている事業について相手方が保有する資料等により確認するという作業がその全てであるため、その手順や計画をあらかじめ定めることも行っていない。」

(3) 審査会の質疑に対する回答及び主張

ア 本事業は毎年度実施している。事業報告書は公開していない。

イ 年間予定に基いて年度当初に補助金を交付し、年度末に事業報告書を提出してもらい、事業が適切であったか事後に確認する。

ウ 事業報告書を受理する前の段階で、事業報告書の記載内容が不適切である場合は、記載内容の修正を依頼し、適切になった事業報告書を受理している。

エ 今までに事業が不適切で補助金が不交付となったことは、ない。

オ 事業報告書の内容を、団体が保有する資料の原本と突合し、事実関係を確認した。

カ 資料の量が膨大であったため、資料のコピーは取っていない。

キ 資料のコピーを提出させる方法もあり得たが、原本の確認が良いと判断したため、団体の事務所へ出向いた。

ク 現状、資料のコピーは取得していないが、来年度以降は資料のコピーを提出してもらう等の事務改善を検討している。

ケ 団体の事務所へは、公用車で複数名で行った。公用車を使用する際に記載する「庁用自動車使用状況報告書」（以下「使用状況報告書」という。）が存在する。

コ 団体の事務所へ行く際の日程調整は、口頭又は電話で行ったため、メール等

は存在しない。

(4) 審査会の求めに応じて提出された2024年(令和6年)3月15日付け福多第643号の「公文書の提示等について(回答)」(以下「回答書」という。)による主張

ア 団体の事務所へ行った際に使用した公用車に関する使用状況報告書が2通存在した。

イ 使用状況報告書の行先欄の記載はあったが、庁用自動車の使用目的を記載する欄はなかった。そのため、実施機関は、使用状況報告書が対象公文書に当たるとの認識がなかった。

ウ 団体が補助金交付を受けた際に、その団体名、金額、事業の概要等は、公表用の資料を作成しておらず、ホームページ等での公開をしていない。

## 5 審査会の判断

本件開示請求において、実施機関は当初、対象となる公文書が存在しない旨の主張を行っていた。しかし、2024年(令和6年)2月2日に行われた審査会における口頭での質疑応答及び実施機関から提出された回答書から、実地調査のため団体の事務所へ出向いた際の使用状況報告書が2通存在することが分かった。

この点、実施機関は、使用状況報告書の行き先欄に[REDACTED]と記載がされているものの、これだけでは実地調査のために団体の事務所へ出向いたことが分かるものではないため、対象公文書に当たるとの認識がなかったとのことであった。

しかしながら、実施機関の説明によると、事実として、これら2回の庁用自動車の使用により団体の事務所へ出向いて調査を行ったということであるから、本件開示請求における「1 この調査を行った職員の氏名がわかるもの」及び「2 この調査が行われた日時がわかるもの」については、対象公文書に当たるといふべきである。よって、上記1及び2が記載されている文書について、再度開示決定等を行う必要がある。

また、当審査会は、当初の実施機関の弁明書での弁明は、審査請求人が求めている文書に対して必ずしも合致するものではないという印象を受けたため、上記口頭意見陳述の場において、実際に団体の事務所に出向いたときに作成されたもの、聴取した事柄、誰が実際に出向いたかといった文書があつてしかるべきではないか、という視点で改めて質疑を行った。しかしながら、実施機関は、当該文書は作成し、又は保有していないことを一貫して主張したものであり、これ以上文書が存在するという確証も得られなかった。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 6 付言

審査の過程で次のとおり意見があったため付言する。

実施機関は、本件補助金交付事業において、団体から提出された事業報告書の内容を審査する際に、提出された書類だけでは補助金交付対象事業であるか否かを確認することができないため、実地調査を行う必要があると判断し、審査・実地調査を行った旨の主張をしている。

実地調査の結果、補助金の交付が適切か否かの報告書であったり、団体との日程調整等の記録であったりと、本件補助金交付事業において何らかの文書が残されていることが想定される状況において、文書が何も残されていないという事実は、一般的に不自然であると考えられ、実施機関の主張するとおり、本当に文書が作成されていないのであれば、公文書開示請求制度の趣旨からは離れるが、実施機関の業務としては、不適切なものであると考えられる。

実施機関においても、事務手続については2024年度（令和6年度）以降から改善を検討している旨の主張があり、審査会としても、市の事務・事業が適正に遂行されることを望むものであることを申し添える。

## 7 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2023年(令和5年)12月20日	諮問書の受理
2024年(令和6年)2月2日	第1回審査会(実施機関の意見陳述及び質疑)
2024年(令和6年)3月25日	第2回審査会(答申の検討等)

## 8 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	萩 田 啓 祐	弁護士
副会長	折 橋 洋 介	広島大学教授
	小 林 広 子	税理士
	松 岡 諒	弁護士
	山 崎 義 明	弁護士

答 申 第 4 0 号  
2024年（令和6年）3月25日

福山市長 枝広 直幹 様  
（多様性社会推進課）

福山市情報公開審査会  
会長 萩 田 啓 祐

公文書部分開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第21条第4項に基づく、2024年（令和6年）1月9日付け福多第544号での諮問について、別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書について、公文書部分開示とした福山市長（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、これを取り消し、改めて開示等決定を行うべきである。

### 2 審査請求の経過

#### (1) 2023年（令和5年）10月25日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、  
「福山市人権推進審議会委員に、

- 1 [ ] が任命された経緯が示された公文書一切。
- 2 福山市とは全く関係ない [ ] が任命された経緯が示された公文書一切。
- 3 上記2名に支給される報酬額が分かる公文書一切。
- 4 上記に関連して、福山市は [ ] を一体どのような団体だと認識しているのかを示す公文書一切。
- 5 [ ] の過去の暴力脅迫行為に関する福山市の認識を示した公文書一切。」

を内容とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### (2) 2023年（令和5年）11月9日

実施機関は、2（1）の1、2及び4について、次の文書を対象公文書と特定して本件処分を行い、公文書部分開示決定通知書（以下「本件通知書」）を送付した。

- ・ 審議会委員の選任に当たり内部で検討を行った際の協議資料（メモ）
- ・ 福山市人権施策推進審議会委員の就任に係る起案

また、2（1）の1から3までについて「福山市人権尊重のまちづくり条例」を対象公文書と特定して、別途公文書開示決定をし、2（1）の5について、公文書不存在等通知書を送付した。

#### (3) 2023年（令和5年）11月15日

審査請求人は、本件処分を不服とする審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）を提出した。

#### (4) 2023年（令和5年）12月20日

実施機関は、弁明書を送付した。

(5) 2024年(令和6年)1月9日

審査請求人から反論書の提出が期日までになかったため、実施機関は、条例第21条第4項の規定に基づき、福山市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が本件審査請求書に記載した主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

実施機関は本件処分のうち、「公にしないことを前提に聴き取りをした見解、審議会委員に関する検討段階の記載であって確定した事実と異なるもの」を理由とした不開示決定部分を取り消し、開示するよう求める。

#### (2) 審査請求の理由

ア 実施機関は、条例第6条第1項第6号に該当するためという理由のみで不開示としている。

福山市行政手続条例(平成9年条例第1号)第8条第1項の規定が「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」とするのは、申請者に対し何らかの利益を付与する許認可等の処分を拒否するという申請拒否処分の性質に鑑み、不利益処分の場合について定める福山市行政手続条例第14条第1項と同様に、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申し立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。

そして、福山市行政手続条例第8条第1項に基づき、どの程度の理由を提示すべきかは、上記の趣旨に照らし、当該申請及び処分の根拠法令の規定内容、当該申請の審査基準の存否及び内容等を考慮してこれを決定すべきである。

条例第6条第1項第6号に該当すると認められる場合としては、多様な活動実態のありようが想定され、いかなる事実関係がある場合に当該規定に該当することになるかはその記載から一般的に明確であるとはいえず、その内容は抽象的である。

実施機関は、本件通知書において不開示の理由として条例第6条第1項第6号を示しているが、同項本文からは不開示理由を見出すことはできず、いかなる認定基準を適用し、いかなる事実関係を当てはめて判断したのかを、本件通知書からは知ることができず、福山市行政手続条例第8条第1項の趣旨が全うされているとはいえないから、同項に違反しており、本件処分は取り消されるべきである。

イ また、実施機関は、公にすることで相手方の信頼を損ね、今後の市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすとしているが、委員の日当は税金が原資であり、税金が何に使われているのかを知ることは市民の権利である。公にする

ことによる相手方の信頼など不要である。

ウ その他、実施機関に対して、[ ]はどのような団体か、[ ]への認識はどうかの釈明を求める。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

##### (1) 本件処分の内容について

本件開示請求を受けて、次のような検討を行い、本件処分を行った。

本件開示請求により開示した公文書に記載されている情報には、個人の住所、生年月日等（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの）、代表者印の印影（法人等に関する情報であり、法人等の競争上の利益又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため）及び公にしないことを前提に聴き取りをした見解、審議会委員に関する検討段階の記載であって、確定した事項と異なるもの（公にすることで相手方の信頼を損ね、今後の市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）が含まれており、それぞれ条例第6条第1項第2号、第3号及び第6号に該当するものである。

##### (2) 条例第6条第1項第6号を適用することの正当性について

ア 審査請求人は、条例第6条第1項第6号を理由として部分開示を行った公文書について、不服を申し立てている。具体的には、部分開示決定を行った公文書のうち「審議会委員の選任に当たり内部で検討を行った際の協議資料（メモ）」（以下「本件対象公文書」という。）が不服の対象となっている公文書である。

イ 本件対象公文書は、実施機関が福山市人権施策推進審議会委員を選任するに当たり、どういった個人・団体から選出していただくのがよいか、内部で検討を行った際のメモである。開示部分からも分かるように、内部検討段階の状況や、残りの委員をどのように選出したらよいかという考え方を整理し、これを基に内部で協議を行ったものである。

ウ 当然のことながら、選任の検討段階においてはいろいろな可能性を幅広く選択肢として挙げ、その中から適任と判断する者を抽出する作業を取っている。したがって、最終的に選任の対象となった部落解放同盟福山市協議会や福山市身体障害者団体連合会だけではなく、選任の対象とはしなかった団体等も本件対象公文書には記載がある。

こういった団体等については、福山市人権施策推進審議会委員には選任をしなかったものの、今後とも実施機関と関わっていくことが想定されるものであり、選任を行わなかったという情報を公にし、当該団体等が本来知ることのない情報を得ることは今後の実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示としたものである。

エ また、本件対象公文書には、選任を行うに当たって、どういう考え方に基づいたらよいか、あくまでも参考までに担当者が有識者に聴き取りを行った際のメモも記載されている。この内容についても、公にしないことを前提として意見を頂いたものであることから、開示することにより、聴き取りを行った相手方の信頼を損ね、今後の実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としたものである。

(3) 本件審査請求の理由について

ア 審査請求人は、本件処分の条例第6条第1項第6号を不開示理由とした点に関して、いかなる認定基準を適用し、いかなる事実関係を当てはめて判断したのかが不明瞭であり、福山市行政手続条例第8条第1項に違反し、本件処分は取り消されるべきである旨の主張をしている。しかしながら、本件処分の際には、条例第6条第1項第6号については、公にしないことを前提に聴き取りをした見解であること及び審議会委員に関する検討段階の記載であって、確定した事項と異なるものであることと、同号を適用させる理由について明記している。実施機関は審査請求人に対し、本件処分の際に当該処分の理由を具体的に明示していることから、福山市行政手続条例第8条に違反するものではない。

イ その他審査請求人は、「処分庁は、税金と自費の区別がついていない」といった主張等を行っているが、いずれも条例に基づく公文書開示制度に依拠するものではなく、本件処分の効力に影響を及ぼすものではない。

(4) 審査会の質疑に対する回答及び主張

ア 本件対象公文書は、市の内部で共有するための文書で、対外的には公表していない。

イ 本件対象公文書は、飽くまでも検討段階の資料であり、全てのカテゴリの人権問題を記載していない。

ウ 同和問題、障がい者等以外のここに記載のない人権問題についても、解決に向けた施策の検討を進めるものである。

エ 各カテゴリにおいて活動している団体は、複数ある場合もあり、個人で活動する場合もある。

## 5 審査会の判断

本件審査請求は、部分開示とした本件処分に対するものであり、本件対象公文書の不開示部分は公開されていないが、審査会のインカメラ手続により実施機関から対象公文書が提出されたことを踏まえて審査を行った。

審査会において本件対象公文書を点検したところ、下記の箇所を除いて本件対象公文書の不開示部分は、公にすることにより市が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると評価できるものであったが、下記の箇所については、上記支障を及ぼすおそれがなく、かつ、不開示情報と合理的に分離できる情

報であると判断した。

- 1ページの31行目冒頭4文字
- 3ページの1行目冒頭7文字
- 3ページの2行目
- 3ページの14行目冒頭12文字
- 3ページの15行目

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2024年(令和6年) 1月 9日	諮問書の受理
2024年(令和6年) 2月 2日	第1回審査会(実施機関の意見陳述及び質疑)
2024年(令和6年) 3月25日	第2回審査会(答申の検討等)

## 7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	萩 田 啓 祐	弁護士
副会長	折 橋 洋 介	広島大学教授
	小 林 広 子	税理士
	松 岡 諒	弁護士
	山 崎 義 明	弁護士

### 3 情報提供の状況

#### (1) 市政情報室の利用

市政に関する情報を広く提供するため、1993年（平成5年）4月から市政情報室を開設しています。各種刊行物、統計資料等の市政に関する資料を自由に閲覧できます。

#### (2) 市政情報室の資料

区 分	主 な 資 料 名
① 福山市が発行した刊行物	市政概要、広報ふくやま、各会計予算書、各会計歳入歳出決算書、主要な施策の成果等説明書、保健所事業概要、議会会議録、上下水道局事業年報、消防年報、福山市史、福山市議会史、上下水道局事業年報、消防年報、統計ふくやま ほか
② 国が発行した刊行物	国勢調査報告書、日本統計年鑑、日本の統計、工業統計表、商業統計表 ほか
③ 広島県が発行した刊行物	広島県統計年鑑、広島県の工業、商業統計調査報告、農林業センサス結果報告書 ほか
④ その他	判例地方自治、ガバナンス、市政、季報、新聞 ほか

#### (3) 附属機関等の会議の公開

附属機関等の審議状況を市民に明らかにし、運営の透明性の向上を図るとともに、市政への市民参加を促進し、もって開かれた市政の実現に資するため、2010年（平成22年）4月から「附属機関等の会議の公開に関する指針」を定め、福山市ホームページに会議日程の周知及び会議結果の概要の公開をしています。

## 4 啓発活動の状況

情報公開制度の適正な運用を確保するとともに、この制度の趣旨・利用方法を市民に広く周知するため、次の取組を行いました。

### (1) 制度の啓発

#### ① 福山市ホームページへの掲載

2023年（令和4年）12月に2022年度（令和4年度）の運営状況を公表しました。

#### ② 広報「ふくやま」への掲載

2023年（令和5年）6月号で2022年度（令和4年度）の運営状況を公表しました。

## 5 その他

### (1) 情報公開条例の改正経過

1992年2月	福山市情報公開懇話会設置
1992年12月4日	12月議会にて福山市情報公開条例制定案提出
1992年12月21日	12月議会にて福山市情報公開条例制定案可決
1993年1月1日	福山市情報公開条例(旧条例)公布
1993年7月1日	旧条例施行
2001年7月	情報公開制度に係る検討会設置
2002年3月26日	3月議会にて福山市情報公開条例全部改正案可決
2002年3月26日	福山市情報公開条例(現行条例)公布
2002年7月1日	現行条例施行
2003年2月3日	現行条例(一部改正条例)施行
2004年4月1日	現行条例(一部改正条例)施行
2005年2月1日	現行条例(一部改正条例)施行
2006年3月1日	現行条例(一部改正条例)施行
2006年4月1日	現行条例(一部改正条例)施行
2007年10月1日	現行条例(一部改正条例)施行
2012年4月1日	現行条例(一部改正条例)施行
2014年4月1日	現行条例(一部改正条例)施行
2016年4月1日	現行条例(一部改正条例)施行
2017年3月28日	現行条例(一部改正条例)施行
2021年4月1日	現行条例(一部改正条例)施行
2023年4月1日	現行条例(一部改正条例)施行



## Ⅲ 福山市情報公開・個人情報保護

### 審議会<sup>の</sup>運営状況

## 1 運営状況

### (1) 福山市情報公開・個人情報保護審議会

2022年度（令和4年度）以前は、福山市個人情報保護審議会と福山市情報公開運営審議会の2つの審議会を設置していましたが、2023年度（令和5年度）からは2つの審議会を一本化した審議会形態とし、福山市情報公開・個人情報保護審議会条例（令和4年条例第31号）に基づく、福山市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を新たに設置しました。

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、制度の改善を図ることを目的として設置されたもので、実施機関の諮問に応じて審議、答申を行うとともに、制度全般にわたって建議することができることとしています。

### (2) 情報公開制度に関する苦情の申出の状況

2023年度（令和5年度）の情報公開条例第20条に基づく苦情の申出はありませんでした。

### (3) 福山市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

開催年月日	内容
2024年(令和6年) 3月21日	第1回審議会 ・会長、副会長及び調整員の選任について ・福山市情報公開・個人情報保護審議会運営要領の制定について ・個人情報保護制度・情報公開制度の運営状況報告について ・歴史的文書利用除外審査基準の制定について

#### (4) 福山市情報公開・個人情報保護審議会委員

2024年（令和6年）3月31日現在

役 職	名 前	職 名 等
会 長 調整員	ぬま た だい すけ 沼 田 大 助	弁護士
副会長	ひの うえ ふ ゆき 檜 上 芙 雪	弁護士
	やま の うえ たかし 山 之 上 卓	福山大学 教授
	むろ た さと こ 榎 田 智 子	福山市立大学 准教授
	おお た ゆう すけ 大 田 祐 介	福山市議会議員
	かい の ひろ ゆき 海 野 裕 之	連合広島東部地協福山地区連絡会 副議長
	お の ひろ ゆき 小 野 裕 之	福山市社会福祉協議会 事務局長
	ひら まえ きょう こ 平 前 恭 子	福山市女性連絡協議会 書記
	あずま ち よ こ 東 千 代 子	福山商工会議所女性会 副会長

任期：2024年（令和6年）3月1日～2026年（令和8年）2月28日



## IV 資料

# 福山市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月19日

条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(条例要配慮個人情報)

第3条 法第60条第5項の条例で定める記述等は、性的指向及び性自認を内容とする記述等とする。

(開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項に規定する手数料は無料とし、保有個人情報の写しの交付に要する費用は開示請求者の負担とする。

(開示決定等の期限)

第5条 実施機関等（実施機関及び市が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(訂正請求の手続の特例)

第7条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、法及びこの条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 前2項の規定による訂正請求をする場合においては、法第90条第3項の規定は適用せず、法第91条第1項第2号中「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当

該保有個人情報と特定するに足りる事項」とあるのは、「訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(訂正決定等の期限)

第8条 実施機関等は、訂正請求があった日の翌日から起算して15日以内に訂正決定等を行わなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第9条 実施機関等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関等は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止請求の手續の特例)

第10条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当すると思料するときは、法及びこの条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 前2項の規定による利用停止請求をする場合においては、法第98条第3項の規定は適用せず、法第99条第1項第2号中「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項」とあるのは、「利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(利用停止決定等の期限)

第11条 実施機関等は、利用停止請求があった日の翌日から起算して15日以内に利用停止決定等を行わなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関等は、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第12条 実施機関等は、法第101条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(審議会への諮問)

第13条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、福山市情報公開・個人情報保護審議会条例（令和4年条例第31号）第1条に規定する福山市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合  
(審査会の設置)

第14条 法第105条第3項において準用する同条第1項及び福山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号。以下「議会条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査するため、福山市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（一部改正〔令和5年条例2号〕）

（委員）

第15条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、個人情報保護制度に関し優れた識見を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長及び副会長）

第16条 審査会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第17条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、公開とすることができる。

（審査会の調査権限）

第18条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関等及び議会をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報（法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項又は議会条例第20条第5号ア、第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第60条第1項又は議会条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

- 2 諮問実施機関等は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（一部改正〔令和5年条例2号〕）

（委員による調査手続）

第19条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規

定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第20条 審査会は、第18条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったとき(諮問実施機関等が議会である場合において、相当する書面又は資料の提出があったときを含む。)は、これらの資料又は主張書面等の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。))又は諮問実施機関等をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔令和5年条例2号〕)

(運営状況の報告及び公表)

第21条 市長は、規則で定めるところにより、法及びこの条例並びに議会条例による個人情報保護制度の運営状況を取りまとめ、毎年度1回以上、福山市情報公開・個人情報保護審議会に報告し、及び公表しなければならない。

(一部改正〔令和5年条例2号〕)

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(福山市個人情報保護条例の廃止)

第2条 福山市個人情報保護条例(平成15年条例第38号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第12条、第12条の2第5項又は第13条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第4項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3項に規定する指定管理業務に従事する職員である者又はこの条例の施行前において同業務に従事する職員であった者

(3) この条例の施行前において旧条例第13条第1項に規定する受託業務に従事していた者

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第17条又は第27条から第29条までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除及び利用の中止については、なお従前の例による。

3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第53条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有

個人情報を含む情報の集合物であって特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 4 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第6項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第5条 旧条例第36条第1項の規定により設置された福山市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）は、第14条の規定により設置された審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この条例の施行の際現に旧審査会の委員に委嘱されている者は、施行日にそれぞれ第15条第2項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧条例第36条第4項の規定による旧審査会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和5年3月2日条例第2号抄）  
（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# 福山市情報公開条例

平成14年3月26日  
条例第2号

福山市情報公開条例（平成5年条例第1号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の開示（第5条—第9条）
- 第3章 公文書の開示の手続（第10条—第16条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第17条—第19条）
- 第5章 救済措置（第20条・第21条）
- 第6章 附属機関（第22条—第25条）
- 第7章 雑則（第26条—第31条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、基本的人権の確立を基底に、市民の知る権利を具体化するため公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うするよう努め、市民と市政の信頼関係を増進し、もって地方自治の本旨に即した市民自治の推進及び市民生活の利便性の向上に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

3 この条例において「指定管理業務」とは、指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務をいう。

4 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上又は市の指定管理者（市が指定した指定管理者をいう。以下同じ。）の職員が市の指定管理業務（市の指定管理者が行う市の公の施設の管理に関する業務をいう。以下同じ。）に係る職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気ディスク、磁気テープその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員又は当該市の指定管理業務を行う職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関又は当該市の指定管理者が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 図書館、博物館その他これらに類する施設において、市民の利用に供することを目的として作成又は収集をし、管理をしているもの

5 この条例において「公文書の開示」とは、この条例の規定に基づき、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

（一部改正〔平成17年条例37号・23年32号・25年46号・令和3年6号〕）

#### （実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、公文書の開示を請求する市民の権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用しなければならない。

- 2 個人に関する情報については、個人の尊厳を守るため、当該情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。
- 3 実施機関は、公文書の適正な管理に努めるとともに、公文書の開示の手続その他この条例に基づく事務の執行に当たっては、迅速、的確かつ公正に行うよう努めなければならない。

(市の指定管理者の責務)

第3条の2 前条の規定は、市の指定管理者について準用する。

(追加〔平成17年条例37号〕)

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより、公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、それによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

## 第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。

(全部改正〔平成29年条例4号〕)

(公文書の開示義務)

第6条 実施機関は、前条の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関若しくは市の指定管理者が法律上若しくは広島県の条例上従う義務を有する国若しくは広島県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報
  - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
  - ウ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関又は市の指定管理者が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの
  - エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び指定管理者の役員及び職員をいう。）の職務（指定管理者にあつては、指定管理業務に係る職務に限る。）の遂行に係る当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報
- (3) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報（指定管理業務に関する情報を除く。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の利益又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産若しくは社会的な地位の保護、

犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ又は社会的差別を助長するおそれがある情報

(5) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定管理者及びこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理業務に関する情報に限る。）であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理業務に関する情報に限る。）であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、徴税等の計画若しくは実施又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉、争訟の方針又は実施に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

カ 大学の管理又は運営に係る事務に関し、大学の教育又は研究の自由が損なわれるおそれ

(7) 市、国等（指定管理者を除く。）及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が、実施機関又は市の指定管理者の要請（市の指定管理者にあっては、市の指定管理業務に係るものに限る。）を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報（指定管理者が提供する場合にあっては、指定管理業務に関する情報を除く。）であって、第三者において通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

2 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

（一部改正〔平成16年条例1号・17年37号・19年36号・令和3年6号〕）

（公文書の部分開示）

第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、当該不開示情報の部分を除いて、公文書を開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に前条第1項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による公文書の裁量的開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第6条第1項第1号に該当す

る情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

#### 第9条 削除

(削除〔平成29年条例4号〕)

#### 第3章 公文書の開示の手続

(開示請求の方法)

第10条 開示請求は、実施機関(市の指定管理者が保有する公文書の開示請求は、当該市の指定管理者を指定した実施機関)に対して、規則で定める事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出してしなければならない。

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 実施機関は、前項に定める期間を経過しても開示請求者が補正に応じないときは、当該開示請求を拒むことができる。

(一部改正〔平成17年条例37号〕)

(開示請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、開示請求書の提出があったときは、提出があった日の翌日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る公文書の開示の諾否の決定(第6条第2項の規定により開示請求を拒むとき及び開示請求に係る公文書が不存在であるときを含む。以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求書の提出後直ちに開示請求に係る公文書を開示するときは、この限りでない。

3 実施機関は、開示決定等の内容が、開示請求に係る公文書の全部又は一部の開示を拒むものである場合において、当該開示を拒む理由がなくなる期日又は条件をあらかじめ明示することができるときは、その期日又は条件を明らかにしなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 実施機関は、やむを得ない理由により前条第1項に定める期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求書の提出があった日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

2 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に定める期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

3 前条第1項ただし書の規定は、第1項前段及び前項前段の場合に準用する。

(第三者等保護に関する手続)

第13条 実施機関は、開示請求に係る公文書に市以外のものに関する情報又は第三者が提供した第6条第1項第7号の情報が含まれる場合において、開示決定等を行うに当たり必要があると認めるときは、当該市以外のもの又は当該第三者(以下「第三者等」という。)に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者等が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、直ちに当該第三者等に対し、当該決定の内容及び理由並びに開示を実施する日（以下「開示日」という。）を書面により通知しなければならない。

（事案の移送手続）

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、開示決定等を行うものとする。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとする。

（指定管理業務に係る開示請求に関する指示）

第14条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書を市の指定管理者が保有するときは、当該公文書を保有する市の指定管理者に対し、当該公文書の提出その他の公文書の開示に必要な手続を指示するものとする。

- 2 市の指定管理者は、前項の規定による指示を受けたときは、当該指示に従わなければならない。

（追加〔平成17年条例37号〕）

（公文書の開示の方法）

第15条 公文書の開示は、実施機関が第11条第2項の書面により指定する日時及び場所において行う。ただし、同項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

- 2 閲覧又は視聴の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があると認めるときは、当該公文書の写しによってこれを行うことができる。

- 3 実施機関は、第13条第2項に規定する反対の意思を表示した意見書（以下「反対の意見書」という。）が提出された場合において、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、開示日までに当該決定の日の翌日から起算して少なくとも2週間を置かなければならない。

（費用負担）

第16条 公文書の閲覧又は視聴に係る手数料は無料とし、公文書の写しに要する費用は開示請求者の負担とする。

#### 第4章 情報公開の総合的な推進

（情報公開の総合的な推進に関する市の責務）

第17条 市は、その保有する情報（市の指定管理者が保有する市の指定管理業務に関する情報を含む。）を積極的に市民の利用に供するため、この条例の規定による公文書の開示を行うほか、情報提供施策及び情報公表施策の整備拡充を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

- 2 市は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

（一部改正〔平成17年条例37号〕）

（情報提供施策の整備拡充）

第18条 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、広聴機能等情報収集機能を強化し、市民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策の整備拡充に努めるものとする。

(情報公表制度の整備拡充)

第19条 実施機関は、法令等により義務付けられた情報の公表制度のほか、市民に必要な市政に関する情報の公表制度の整備拡充に努めるものとする。

#### 第5章 救済措置

(苦情の申出)

第20条 この条例の運用に関して実施機関又は市の指定管理者が行う措置（開示決定等を除く。）について不服があるものは、当該実施機関又は当該市の指定管理者若しくは当該市の指定管理者を指定した実施機関に対し苦情の申出をすることができる。

2 前項の苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）が市の指定管理者にあったときは、当該市の指定管理者は、その旨を当該市の指定管理者を指定した実施機関に報告し、その処理について当該実施機関の指示に従わなければならない。

3 実施機関は、苦情の申出又は前項の規定による苦情の申出に関する報告があったときは、速やかにその内容を調査しなければならない。

4 実施機関は、前項の規定による調査の結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な是正措置を講じなければならない。

5 実施機関は、苦情の申出があった場合は、前項の規定により是正措置を講ずるときを除き、福山市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例37号・令和4年31号〕)

(審査請求)

第21条 開示決定等又はその不作為に関して不服があるものは、審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

3 審査請求は、実施機関が必要と認めるときは、口頭で行うことができる。

4 実施機関は、審査請求があったときは、当該審査請求が次に掲げる場合であるときを除き、遅滞なく福山市情報公開審査会に諮問し、裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対の意見書が提出されている場合を除く。）

5 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章及び次章において同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対の意見書を提出した第三者等（当該第三者等が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

6 実施機関は、第15条第3項に規定する期間内に反対の意見書を提出した第三者等から審査請求があったときは、開示日を変更し、その旨を開示請求者に通知するものとする。

7 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決について準用する。

(1) 開示決定等（開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示する場合に限る。）に対する第三者等からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者等である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(一部改正〔平成16年条例1号・17年37号・28年7号〕)

#### 第6章 附属機関

(福山市情報公開審査会)

第22条 前条第4項の規定による実施機関の諮問に応じて審査するため、福山市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、情報公開制度に関し優れた識見を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから市長が委嘱する。
- 4 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会の委員は、再任されることができる。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(一部改正〔平成17年条例37号・28年7号〕)

(審査会の調査)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めすることはできない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 審査会は、審査請求のあった開示決定等に係る公文書を市の指定管理者が保有しているときは、諮問実施機関に対し、当該公文書を保有する市の指定管理者に前項の規定による分類をさせ、又は資料の作成をさせて、諮問実施機関を経由して提出するよう求めることができる。
- 5 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書を提出させ、又は審査請求人等及び審査請求のあった開示決定等に係る公文書を保有する市の指定管理者に資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
- 6 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、審査が終了するまでは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料を提出する機会を与えなければならない。
- 7 審査会は、第21条第4項の規定による諮問があったときは、その日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。
- 8 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、公開とすることができる。

(一部改正〔平成17年条例37号・28年7号〕)

(提出資料の閲覧等)

第24条 審査請求人及び参加人は、諮問実施機関に対し、前条第3項又は第5項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧及び写しの交付を拒むことができない。

- 2 諮問実施機関は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(一部改正〔平成17年条例37号・28年7号〕)

第25条 削除

(削除〔令和4年条例31号〕)

## 第7章 雑則

(他の制度との調整)

第26条 公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手続が別に定められている場合(その期間が定められている場合にあつては、その期間内に限る。)

は、その定めるところによるものとする。

(公共的団体等への要請)

第27条 市長は、市が出資している法人で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(市長の調整)

第28条 市長は、この条例による情報公開制度の運営に関し、市長以外の実施機関及び市の指定管理者に対し報告を求めるとともに、助言をすることができる。

(一部改正〔平成17年条例37号〕)

(公文書の検索資料の作成等)

第29条 実施機関及び市の指定管理者は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(一部改正〔平成17年条例37号〕)

(運営状況の公表)

第30条 市長は、規則で定めるところにより、この条例による情報公開制度の運営状況について公表しなければならない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福山市情報公開条例(以下「新条例」という。)は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 改正前の福山市情報公開条例(以下「旧条例」という。)の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書(旧条例第2条第2号に規定する公文書に限る。)

(3) 旧条例の施行前に作成し、又は取得した公文書で開示を行うための整理が完了したもの(旧条例第2条第2号に規定する公文書に限る。)

3 この条例の施行前にされた旧条例第9条の規定による公文書の閲覧等の請求(旧条例第8条の規定による公文書の閲覧等の申出を含む。)に係る諾否の決定、苦情の申出、不服申立てその他の手続については、なお従前の例による。

4 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によりしたものとみなす。

5 旧条例第18条第1項の規定により設置された福山市情報公開審査会(以下「旧審査会」という。)は、新条例第22条第1項の規定により設置された審査会となり、旧条例第19条第1項の規定により設置された福山市情報公開運営審議会(以下「旧審議会」という。)は、新条例第25条第1項の規定により設置された審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

6 この条例の施行の際現に旧審査会及び旧審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日それぞれ新条例第22条第3項又は新条例第25条第5項において準用する新条例第22条第3項の規定により審査会又は審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧条例第18条第4項(旧条例第19条第5項において準用する場合を含む。)の規定による審査会又は審

議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

- 7 この条例の施行前に旧審査会又は旧審議会の委員であった者については、この条例の施行の日に新条例第22条第1項の規定により設置された審査会又は新条例第25条第1項の規定により設置された審議会の委員を退いた者とみなして、新条例第22条第6項（新条例第25条第5項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。
- 8 旧条例第6条第6号に規定する情報であって、この条例の施行前に開催された当該合議制機関等の会議に係るものが記録されている公文書の開示については、なお従前の例による。
- 9 実施機関は、前項に規定する情報が記録されている公文書について、可能な限り情報の公開を行うため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 10 旧条例の施行前に作成し、又は取得した公文書であって、旧条例に基づき、閲覧等を行うための整理が完了したもの以外のものについて開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。  
（一部改正〔平成29年条例4号〕）  
（内海町及び新市町の編入に伴う経過措置）
- 11 内海町及び新市町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに内海町及び新市町の職員が作成し、又は取得した公文書については、旧条例の施行前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、この条例を適用する。  
（追加〔平成14年条例56号〕）
- 12 編入日以後に内海町及び新市町の区域に存する出先機関に属する職員が作成し、又は取得した公文書の検索に必要な資料は、第29条の規定にかかわらず、市長が別に定める日までに作成するものとする。  
（追加〔平成14年条例56号〕）  
（沼隈町の編入に伴う経過措置）
- 13 沼隈町の編入の日の前日までに同町の職員が作成し、又は取得した公文書については、旧条例の施行前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、この条例を適用する。  
（追加〔平成16年条例45号〕）  
（神辺町の編入に伴う経過措置）
- 14 附則第11項の規定は、神辺町の編入について準用する。この場合において、同項中「内海町及び新市町」とあるのは、「神辺町」と読み替えるものとする。  
（追加〔平成17年条例100号〕）  
（地方独立行政法人の設立に伴う経過措置）
- 15 市が設立する地方独立行政法人の成立の日（以下「成立日」という。）前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為又は実施機関に対してされた請求その他の行為で、成立日以後に当該地方独立行政法人が執行することとなる事務に係るものは、成立日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。  
（追加〔令和3年条例6号〕）
- 16 この条例の規定により実施機関に対して提出その他の手続をしなければならない事項で、成立日前にその手続がされていないものについては、成立日以後においては、これを、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してその手続がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。  
（追加〔令和3年条例6号〕）  
附 則（平成14年12月20日条例第56号）  
この条例は、平成15年2月3日から施行する。  
附 則（平成16年3月12日条例第1号）  
この条例は、平成16年4月1日から施行する。  
附 則（平成16年12月20日条例第45号）

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年9月27日条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に改正後の第2条第4項に規定する市の指定管理者（以下「市の指定管理者」という。）の職員が作成し、又は取得した公文書については、改正後の福山市情報公開条例附則第2項第2号に規定する旧条例の施行前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、改正後の福山市情報公開条例（以下「新条例」という。）を適用する。

3 この条例の施行後に市の指定管理者の職員が作成し、又は取得した公文書の検索に必要な資料は、新条例第29条の規定にかかわらず、市長が別に定める日までに作成するものとする。

附 則（平成17年12月20日条例第100号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年9月21日条例第36号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日条例第32号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第6条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長若しくは水道企業管理者がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長若しくは水道企業管理者に対してされた申請その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により上下水道事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の規定により上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

2 旧条例の規定により市長又は水道企業管理者に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の規定により上下水道事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第7条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月26日条例第46号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長に対してされた請求その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により病院事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の規定により病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してされた請求その他の行為とみなす。

2 旧条例の規定により市長に対して提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の規定により病院事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新

条例の規定を適用する。

附 則（平成28年3月16日条例第7号抄）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（福山市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行前にされた第1条の規定による改正前の福山市情報公開条例第9条の規定による申出に係る公文書の開示については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月18日条例第6号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月19日条例第31号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。



2023年度(令和5年度)  
個人情報保護制度・情報公開制度  
運 営 状 況 報 告 書

2024年(令和6年)10月発行

福山市総務局総務部情報管理課

〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号

TEL084-928-1138